

平成31年第1回大衡村議会定例会会議録 第2号

平成31年3月6日（水曜日） 午前10時開会

出席議員（11名）

1番 石川 敏	2番 佐藤 貢	3番 早坂 豊弘
4番 佐々木春樹	6番 文屋 裕男	9番 高橋 浩之
10番 遠藤 昌一	11番 山路 澄雄	12番 佐々木金彌
13番 小川ひろみ	14番 細川 運一	

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 齋藤 一郎
教 育 長 庄子 明宏	総 務 課 長 早坂 勝伸
企画財政課長 佐野 克彦	住 民 生 活 課 長 早坂紀美江
税 務 課 長 大沼 善昭	健 康 福 祉 課 長 残間 文広
産業振興課長 齋藤 浩	都 市 建 設 課 長 後藤 広之
教育学習課長 八巻利栄子	生涯学習担当課長 渡邊 愛
村誌編纂室長 文屋 寛	会 計 管 理 者 齋藤 善弘

事務局出席職員氏名

事務局長 大友 末子	書記 和泉 文雄	書記 高橋 吉輝
------------	----------	----------

議事日程（第2号）

平成31年3月6日（水曜日）午前10時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 一般質問
- 第 3 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について
- 第 4 諮問第 2号 人権擁護委員候補者の推薦について

第 5 議案第 2 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 6 議案第 3 号 大衡村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

第 7 議案第 4 号 大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について

第 8 議案第 5 号 大衡村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定について

第 9 議案第 6 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 10 議案第 7 号 大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第 11 議案第 8 号 平成 30 年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程（第 2 号）に同じ

午前 10 時 00 分 開 会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 11 名であります。

定足数に達しますので、これより平成 31 年第 1 回大衡村議会定例会第 2 日目のの会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、3 番早坂豊弘君、4 番佐々木春樹君を指名いたします。

日程第 2 一般質問

議長（細川運一君） 日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

質問は通告順に発言を許します。

通告順3番、早坂豊弘君、登壇願います。

〔3番 早坂豊弘君 登壇〕

3番（早坂豊弘君） 皆さん、おはようございます。通告順位3番、早坂豊弘であります。

私は、3月定例議会において、農業所得の向上をどう考えているのか。そして、2点目として村誌編纂はどのように進められているのかということで2つの質問を通告しております。

まず初めに、農業所得の向上をどう考えていくのかでございますが、この質問は一昨年12月にも同じような質問をしております。再質問ということでご理解いただければよいのかなと思っております。

さて、昨年度、平成30年度から米の直接支払交付金が廃止され、米農家の所得は減収となりました。この制度は、米については諸外国との生産条件の格差から生じることは不利益ではないという考え方の中から、平成26年産米から単価を1万5,000円から10アール当たり7,500円に減額した上での、平成29年産までの時限措置でございます。本村では、この制度から毎戸、水稻農家を営む農家にとって年額で7,500円、10アールとすれば本村全体で4,700万円から4,800万円ぐらいが支給されたことになると感じております。

米にかかる生産資材の高騰、農業機械の高額化、何より米価の低迷の中で、この助成金は恵みの雨のようなものだったのではないのでしょうか。確かに集落営農、農地の集積、そういうことにとってはですね、足かせになるかもしれないのですが、農家それぞれが平等に支給された交付金は、農業経済を満たすものと私は考えておりました。本村の農業経営の安定を図る上でも、新たな支援策が必要であると考えます。

また、前回の質問の中で、米での収入減を補うため、基幹野菜、つまりホウレンソウ、曲がりネギ、アスパラガス、その他の生産をバックアップしながら、複合経営を生かし、農家所得の増大を図ると回答がいただきました。がしかし、曲がりネギやホウレンソウにおいては、作付面積の拡大はなかなか進まない歯がゆい現状がございます。さらに、新規作物のアスパラガスの生産においても、生産農家人口の中で、なかなか増加していかない現状があります。さらに、プロモーターとなって、作付30アールをつくっている生産農家が2年をかけて生産されたアスパラガスは、収穫量は少なく、もうかるとは到底言えるものではございませんでした。基本的な下支えがなければ、いかなる前向きな政策を真剣になって考えて出さないと、なかなか農家の所得の向上にはつながるものとは理解しがたいというふうに私は考えるものでございます。

本村は他市町に比べて、農業振興に当たり、例えばウッドチップの導入、そしてラジコン草刈り機、アシストパワースーツ、つまり重作業軽減装置の購入への検討、農機具購入やハウス設備の助成処置に、あるいは畑地化対策の助成、その他いろんな支援策はあります。しかしながら、農業所得が向上している実感がない、農家が潤っていない現状を考えますと、もっと練り直した政策が必要かと考えます。

今後の本村の農業ビジョンのあり方をもう一度真剣に議論することも大事ですし、あるいはそういったような政策チーム、委員会の立ち上げも必要ではないのかなと考える次第であります。生産の大規模化を進めても限界がある。そして、販売戦略を考えた上で高品質化のブランドをつくり、具体的なものを進めていかなければならないのではないのでしょうか。

先ごろ、産業教育常任委員会の中で教育委員会から報告があったことですが、地場野菜生産者と地元中学生2年生との交流給食会がことし1月25日に開催されました。食の大切さ、つまり食育教育でございます。そして、地産地消への意識や関心を持たせる、このような考え方の中から、一つのブランドの農産物は生まれてくるものと私は考えるわけでございます。子供の感想もありました。生き生きとしたその農業で生産者との交流の中で、農家の大切さ、そして大変さ、農産物一つ一つが、私はニンジンが嫌いだったけれども、生産農家の声を聞いて一生懸命食べるようにしよう、これからも努力しよう、そういう声もございました。こういうことをもっともっと推し進めていただけたらいいのかなというふうに思っている次第でございます。今後の農業政策に期待を込め、再質問といたします。

次に、2点目の質問でございます。村誌編纂についての質問であります、村誌編纂室が設置されてから1年がたとうとしています。編纂室では編纂に向けて、どのような業務、作業が行われているのか。

さらに、昭和58年に大衡村誌が発行されてから37年が経過しております。この村誌は石器時代から昭和57年までの村の歴史を網羅したものでありますが、今回の村誌はどのような考え方の中で編纂されていくのか。かつての村誌発行から37年分の歴史をまとめるだけの形となるのか、また編纂の中で情報収集される歴史や文化、文化財、そういったものを村民に改めてPRしていったらどうなのか。昭和58年に発刊された大衡村村誌は、昭和49年に企画され、実に9年間の歳月を要して世に出てきた難産の産物と私は考えます。半世紀の歳月を経て出すともなれば、それなりのものでなくてはならないと私は考えるわけ

でございます。今の情報収集の技術、そして今のインターネット、そういったものの力をかりながら編集するとなれば、今までの村誌以上に、そして58年に編集された村誌、それにもつけ加えるものが出てくるのではないのでしょうか。昭和58年以降、37年分、本当にそれだけでよいのか質問をいたします。

さらに、教育長が本村の歴史、歴史遺産、史跡などを、歴史散歩マップを制作中であるとお聞きしましたが、そのようなことも含めて、そういうのも掲載の方法で盛り込めないのか、そういうこともお尋ねしていきたいと思います。

この2点が私の質問といたします。以上でございます。後は自席で質問させていただきます。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 皆さん、おはようございます。

早坂豊弘議員の一般質問にお答えしたいと思います。

1件目の農家所得の向上をどう考えていくのかということですが、この質問にまづもってお答えしたいと思います。

その中の1点目、米の直接支払交付金の廃止と、米価下落による農家所得低迷に対する村としての改善策、こういったものが考えられないのかというご質問であります。平成22年度に旧民主党政権下において始まった戸別所得補償制度、これにつきましては10アール当たり1万5,000円、一律に交付といいますか、補償制度の中での金額が示されて、それを農家の方々がひとしくいただいていたと、そういった経緯があります。

その後、自民党ですね。自由民主党に政権が移った後にですね、経営所得安定対策に名称が変更され、また米の直接支払交付金、これも交付金額も10アール当たり1万5,000円から7,500円に半減され、平成29年度まで、昨年度まで交付されておりましたが、今年度はそれも廃止されました。そのために農業者にとりましては、大きな収入減となったわけであります。

現在は廃止されているこの制度であります。現在においても、野党の考え方ですよ、野党の考え方では、個別所得補償制度の復活、法制化を目指す動きも継続されているようではありますけれども、先行きについては大変不透明な状況であります。

また、米価下落により農業所得が低迷しているとのことですが、需要量に合った米の生産を行う生産調整に取り組んできたことにより、ここ数年は、徐々にではあります

けれども、米価が微増といたしますか、徐々に米価は上昇してきております。

村としては、改善策としては考えられないのかとのことでありますけれども、主食用米の米価安定のためには、国による生産調整はなくなりましたが、需要に応じて供給量を調整するこの仕組みだけは必要と考えております。宮城県全体で生産量を調整する生産の目安をもとに、今後も各農家に対する生産の目安を提示することにより、米価が下落しないように取り組みを継続してまいりたいと、このように考えるところであります。

次に、2点目の米とあわせた基幹野菜を栽培する複合経営の推進とバックアップをどう考えているのかとのご質問であります。村では米以外の園芸作物を推進することにより、農家所得の向上を図るために村独自の支援制度に加え、JAあさひなと連携した支援を行っているところでありますが、ご質問のようになかなか取り組み者がふえない状況でもございます。

村では、大衡村農業関係支援制度のお知らせを全農家に配布しPRするとともに、JAあさひなにおいても集落説明会において園芸振興の支援制度の説明と、各品目のに組み込んだ場合の所得の目安などを具体的に示しながら推進しているところでありますので、今後もPRを継続しながら推進をしてまいりたいと考えております。

次に、3点目の生産物の高品質化、あるいはブランド化を進めるべきではないかというご質問であります。高品質化、ブランド化により高価格で販売し、収入増が期待できるところでありますけれども、地域に合った品目や、栽培方法の厳格化と技術的な支援の部分が必要となります。また、高品質を保つための手間暇も増大しますので、JAあさひなと連携し、何が必要な支援なのかを検討してまいりたいと、このように考えております。

いずれにいたしましても、農家所得を向上させるためには、作付面積の拡大や反当たり収量のアップ、いっばいつくるということですね。また、品質の向上やブランド化、よいものをつくるということでもあります。など、販売収入の増につながる取り組みと、生産に係る資材等の経費削減、経費を少なくする。さらには、身体的負担の軽減、できるだけ作業を楽にできる、そういった作業率向上にですね、持続可能な農業経営を目指すことが必要であると考えております。先ほど議員の質問の中にも出てまいりました、この作業を楽にするということの一つにおいて、アシストパワースーツですか、そういったものの導入についても、何がしかの助成をしてまいりたいと、このように考えているところであります。

次に、4点目の給食に地場産品の米、野菜を使用している。食育の一環として生産者と

子供たちが交流しているけれども、これをさらに進めていく考えはどのようなかということではありますが、例年1月から、1月の末ごろからですね、学校給食週間の期間に合わせて、地場野菜の生産者と児童生徒との交流給食会を実施しております。平成30年度につきましては、この間ではありますが、1月25日、中学校の2年1組を会場に、先生と子供たちの協力のもと、4名の生産者の方々に参加をいただき、野菜を生産する上で大切なことや苦労していることはもとより、昔の給食や学校の話など、参加者の皆さんが子供たちと一緒に会食をしながら話をし、和やかな雰囲気の中に会が進みました。限られた時間ではありましたが、生産者の皆さんも満足されたのではないかと感じております。

後日、中学生から会の感想が寄せられましたが、生産者の皆さんに感謝して食べたいとか、議員先ほどこれも仰せでありましたけれども、好き嫌いせず残さないようにしたいのほか、地域の方々の支えによって給食も支えてもらっているんだと。あるいは、将来僕もニンジンを生産してみたいなどと、地域のことや農業の継承についての考えを書いた生徒もおられました。食育については、例年小学校1年生から中学校3年生まで全ての学年において、栄養教諭を中心に発達段階に合わせたテーマで授業を行っておりますが、このように生産者の皆さんと実際に顔を合わせて行う交流会も、子供たちにとって大いに勉強になるものと考えております。

なお、平成31年度は小学校での実施を考えておりますが、今後も参加者や内容などに改善を加えながら継続して実施してまいりたいと思っております。

次に、2件目の村誌編纂はどう進められるのかというご質問でありますけれども、お答えします。

まず、1点目の編纂室では編纂に向けてどのような業務を行っているのかのご質問ですが、昨年4月に新規事業として新設した村誌編纂室は、新任の担当者1名で発足しております。これまで既存の村誌や関係文献の学習や他の市町の歴史書を調査研究するなどの学習活動を鋭意行っているところであります。また、学習活動と並行して、昨年から村の広報紙に連載で大衡村の歴史について参考文献の調査や村内の史跡などの現地調査を行いながら写真などを掲載し、村民に広く紹介をしているところであります。

近年、大衡村に新しく居を構える若人の人たちを含めて、昔の大衡村の現状、あるいはそういった歴史、そういったものを広くやはりひもといて知らせたいなということのあらわれでもございますので、ご理解などをいただければと思います。

次に、2点目の今回の村誌はどのような考え方で編纂されるのかのご質問であります

が、まだ素案の段階ではありますけれども、編纂につきましては、村の人口の推移や行財政関係、あるいは産業振興関係、保健福祉関係、教育文化関係、生活基盤関係など全般的に網羅した内容になろうかと考えておりますが、特に村の発展につながっているものについては、大きく取り上げて、記述についても配慮する必要があるだろうなど、こんなふうを考えております。また、村誌は子供さんからご高齢の方まで幅広く読まれるものと、そして読まれてご理解をいただけるものと思われしますので、文字を大きくし、写真や図表などを豊かにして、見やすく読みやすいものにしたいと考えております。

次に、3点目のかつての村誌発行から現在までの歴史をまとめる形にするのかとのご質問であります。かつての村誌発行後の昭和58年から現在までの期間をまずもって資料収集を図りながらまとめたいと考えております。

次に、4点目の編纂の中で、収集される歴史や文化財を村民にPRしてはどうかというご質問であります。先ほど1点目でもお答えしたように、広報紙へ村の歴史を掲載しております。読まれた方には、ある程度の興味を持っていただけたのではないのかなと、こんなふうにも考えているところであります。また、ご質問にあります編纂で集められたものだけではなく、既存の村誌の中からも選択して広報紙へ掲載できれば、新しく住民となられた方の村への認識も深まるのではないかと考えているところであります。

1回目の答弁といたしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） 最初に農業関係のほうから質問させていただきたいと思っている次第であります。

村長もご存じだと思いますが、米の直接支払交付金、民主党時代は戸別所得補償という形でありましたけれども、それがなくなりまして、農家の固定的な補助金が入らなくなったということは、これ現実的に考えなきゃいけないと思っている次第であります。

先ほどの答弁の中で、ここ数年は徐々にではありますが、米価は上昇してきておりますということなんですけれども、これもわかっているのかなと思いますけれども、米は上がってきているのではなくて、去年が6,250円、6,500円という概算米価だと思うのですが、まず一つは、補助金が高いので、餌米のほうに生産者がシフトしていると。それを、今後そういう形をもし餌米を主食米のほうに転換してくれば、米の価格は安定しているわけではないので、また下がってくる可能性もあると。その下支えが必要だと思いますけれども、その辺の考えはどうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 下支えとおっしゃいますが、議員おっしゃるとおり、今何ですか、餌米と
いうのですか、飼料用米、飼料用米をつくったほうが、主食用米をつくるよりも収入が多
い、結果的にということで、今主食用米を減らしても、逆に飼料用米のほうに皆さんつく
っている方もおられます。ほとんど飼料用米をつくっているんだという人もおります。そ
のほうが、収入が上がるんだそうであります。ですから、それも一つの選択であって、そ
れをどうのこうのというわけではございませんが、その飼料用米、いつまでそういう価格
で続くか、これも不透明でありますから、その動向が、逆に飼料用米に余り補助金を出さ
ないよとなった場合に、また主食用米に農家が戻ってきた場合に、今度は需給バランスが
崩れて、逆に主食用米の値段が下がるということの中で、そういったことに対する下支え、
そういったものをすべきではないのかなというような、そんな質問の趣旨なのかなと思い
ますが、ただこれはですね、国の飼料用米に対する交付金、そういったものの動向も注視
しながら、やはりそれは考えていかなければならないし、さらには大衡村だけ単独でのそ
ういった議論、そういったことを仮に大衡村単独でそれをするにしても、そういった地元、
4市町でやっているJAあさひなですかね、そういったところともすり合わせをしながら、
いろんなご意見を伺いながらやっていかなければならないのではないかなと、こんなふう
に思っております。

そういった意味で、いろいろ大衡村としては、単独でもご支援をさせていただいており
ますが、そういった米についての下支えの単独では、今のところやっておりませんので、
そういったことも可能になるかどうかも含めて、さらに各機関とも協議しながら、すり合
わせをしながら考えていかなければならないのかなと、こんなふうにも思っているところ
であります。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3番（早坂豊弘君） ことし水田協で示された大衡村の基本反収にしても、去年、村長の前の説
明でもありましたけれども、そんなに豊作感がないという中で、基本反収が540キロと上
がっているわけですね。農家所得というのは、米もそんなにとれているわけでは、部分的
にとれているところもあるかもしれないですけども、全体的に、平均的に行けば、そん
なにとれているわけでないとは私は思っております。

そしてまた、農家所得、米の場合に限ってなんですけれども、確かに4,000円後半代の
ときもあった。今6,000円を超えているから高くなった、徐々に上がってきているというふ

うなことで見ているのかなと思うのですけれども、農業資材関係も、例えば具体的なことを言えば、元肥施肥する肥料ですね。それが850円から、今物によれば3,300円ぐらいと、3倍から約4倍の高騰になってきていると。あるいは、除草剤にしてもそういうレベルに上がってきている。農業機械においては、昔の価格では全然反映されないぐらいもっと高くなっているということになれば、やっぱりそういう意味での農家所得の減収というのでも考えられるのかなと思っているので、今村は施策の中でいろんなことを打ち出していますけれども、もっとやっぱりそういうチームをつくって、いかにしたら農家所得がふえるんだということを真剣に考えるべきではないかなと思うのですが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 農業ですね、議員仰せのとおり、本当になかなか難しい、この要素が含まれております。はらんでおります。そんな中で、そういった支援をしていく、その支援をしていくのはいいんですけれども、その支援を受けた皆さんが、何といたしますか、本気になって所得向上のため、あるいは農業振興のためですね、やっていただければ、それはそれとしていいんですけれども、ただやはり自分なりに何をやったら、何といたしますかね、農業が元気になってくるのか、そしてどうすれば農業経営がうまくいくのかということが、今農家自身の方々も多分半信半疑でいる方々が、多分にしていっぱいおられるというふうに思います。

私思うには、農業関係のそういったアスパラもそうですけれども、実証、今試験圃をつくっておりますけれども、そういったところの今2年目でありますから、来年あたりには、そういったことで生産の最盛期に入るわけであります。そうした場合、実証でありますから、その中で、では市場出荷、さらには産直出荷でもいいんですけれども、トータルで大体反収的に何万円とか、何十万円とかと出てくるわけでありますから、そういったことを示しながら、そして先ほど言ったアシストスーツですか、いろんな仕事を楽にする。そういったものも取り入れて、規模を拡大していただく。所得向上につなげていければいいのかと思います。

きのう、おとといでしたかね。おとといの新聞にも載りました。（「村長、短くお願いします」の声あり）ああ、はい。

皆さん、6次産業化を目指してどうのこうの、そうすべきだ、そういったことは当然理想的にはそうなんではあります、まあ6次産業化でも農家の人みんなやったら、皆同じことになってくるわけですね。ですから、この間も3日の新聞、6次産業化していた農事法

人が経営不振に陥ったということもありました。ですので、いろいろあるわけでありすけれども、大衡村としては今管内でも一番多くですね、その支援をさせている自治体でもありますので、どうかご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 時間がないので、余り質問できなくなるので簡単をお願いします。

先ほどの答弁の中にもありましたけれども、やはり野菜、基幹野菜をつくって行って、米の減収分をその野菜で補っていくと。例えばアスパラガスであったり、曲がりネギであったりということなんですが、なかなかそれも定着していないということもご存じだと理解しましたけれども、今後そういう支援をするのに当たって何が大切なのか。例えば、今堆肥 3 分の 1 の助成とかいろいろありますよね。堆肥を購入した際、あさひなの里の有機を購入した際の助成金とか、それプラスだけではなくて、例えば重量野菜をつくるとすれば、ネギなんか重量野菜の部分に入ると思うのですけれども、重量野菜、重い野菜ですね。白菜とか、キャベツとか、そういうものが含まれるのですが、そういうものをつくる際にまず一つ考えられるのは、収穫機の導入が必要ではないかな。なかなか面積をふやすといっても、手作業で収穫するということは、これ大変な作業でございます。そういうものも一つ検討されるべきだと思いますし、やはり農業分野に関しては、そういう委員会の中でつくっていただいて、そしてその中に農家が入って、専業農家が入ってもらったり、認定農業者が入ってもらって、どういうものが農家にとって補助になるのが、そしてまたそういう支援策になるのかというのを検討していただければと思うのですが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） おっしゃるとおりだと思います。農家所得、米の減収分を補填するような、そのやり方も確かにあるんだろうと思いますけれども、私はやっぱり何かに特化したほうがかえっていいような、私個人的にです、したほうがいいんでないのかなと。なぜかと申しますと、今やっぱり大衡村の農業者の方々には、米、水稻、これしか今までやってこないものだから、それ以外のものをつくることについて、非常に抵抗感を持っておられるように私は感じております。

そこで、米は米をつくる方に例えば貸す、自分は例えば 3 反歩でもいいです、5 反歩でもいいです。畑で曲がりネギなり、アスパラなり、そうしたことでハウレンソウでも何でもいいですけれども、換金作物、それを畑でやりますから、1 反歩、畑が 1 反歩だと田んぼで 1 町歩とか、そんな話も聞きます。そういう収益があるんだということでもありますか

ら、そういったことで、やっぱり提携していますＪＡあさくらでしたか、あそこに行くとそういうふうに行っているんだそうです。そして、すごい農家が2,000万円、3,000万円の収益を上げているんだそうです。米じゃなくて、あそこは小ネギとか、あるいは果物とか、いろんなことですね。

私はそういったふうにしないと、田んぼも何町歩もつくる、ネギも何反歩もつくるじゃ、本当に進んでいかないのではないのかなと。ですから、特化して田んぼつくる人は田んぼつくる人、大衡にも法人あるいは生産組織がありますから、そういった方々に田んぼを全部任せて、自分の田んぼを任せて、自分はそういった高収益の、そして面積そんなに要らないものをつくるというふうにするのが私はいいと思うのですが、ただそういうふうに行っても、誰も余り乗ってこないというのが今現実でありますので、なかなか難しい、これね、どうも。余り言っていると、また怒られるから、長いって。ただ、豊弘さんも長いですよ、質問もさ。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 筑前あさくらの話が出ましたけれども、北九州で気候条件もいい場所で、あそこは4毛作ぐらいまでつくれる場所なんです。田んぼだけでなく、その田んぼをフル活用しながら野菜もつくったりできる。大衡はそういう気候条件にも恵まれてないですし、冬分は雪で田んぼがもう見えなくなるような、畦畔も見えなくなるような状況であります。

そういう中で、補助していくのは、ではどういうふうにしたらいいのかとなったときに、例えば基幹野菜をつくっていく、今で言うアスパラとか、そういうものをつくっていくとすれば、アスパラが何で価格が高いかと言えば、2年か3年かけて集荷するということで高いわけですよ。その割に収穫量が広域的に伸びないということもあっているんですけれども、そういうものもやっぱり高いから特化するということも大事なんでしょうけれども、今言った基幹野菜を応援していくという形であれば、もうちょっとその辺の支援体制というのも考えていただきたいというのが一つです。もう一度再質問します。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に私の前の村長の場合も、答弁、私も聞いておりましたが、やる気のある農家にはご支援は惜しまないんですよと。私もこれは基本的には同じであります。ですから、本当にやる気のある、そしてちゃんと展望を示した、そういった農事法人あるいは個人についても、それはそれとしてご支援はさせていただきたいと思います。

ただ、先ほど降雪で云々、田んぼが確かにね、本当にそうです。でも、ごく近くのそれこそもっと豪雪地帯、最上町であります、山形県の、においてはすごいアスパラ生産なんですよね。東北でも有数の、あるいは全国でも有数のアスパラを生産しておりますので、本当にどうしたらできるのかなと。収量もすごいんだそうです。1反歩50万からもっと行くようなことをちょっと聞いたことがありますので、そういったところもぜひ参考にしながら、アスパラに限らず、曲がりネギにしても、ハウレンソウにしてもですが、あるいはそのほかのいろんな、みんなが気づかないような、例えば前に春樹議員が薬用植物といいますか、野菜といいますか、そういったものもどうなんだというようなお話もされましたけれども、そういったみんながあつと驚くような作物ですよ。そういったものを導入していけば、どうか皆さんで考えてもほしいというふうにも思います。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 農業関係は最後の質問といたします。

もっともっと食育教育の分野で、今回の1月25日に中学校で生産農家との交流会を催しながら食べた。今度は小学校でもやるんだよという話をいただきました。そういう輪を、今後広げていってもらえればというふうに思いますけれども、村長の考えはいかがか伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これは大変よいことだと思いますので、継続してやってまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 次に、村誌編纂のほうの質問をしてまいりたいと思います。

きのうも総務民生のほうからも、委員会報告の中でいろいろ話をいただきましたけれども、まず村誌編纂に当たって、今どの辺まで進んでいるのか、それをまずもってお聞きます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどもお話し申し上げましたが、村誌編纂、昭和58年から今日までの歴史といいますか、出来事、事象事項、そういったものを、あるいはその前の村誌ですね、本になっていきますけれども、その中から引用したり、引用といいますか、参考にしていたり、あるいは近隣の町村というか、近隣の自治体ですね、そういったところにも出向いて、そして大衡村とのかかわり等々、そしてまたその辺の時代背景ですね。そういっ

たものも調査しながらやっているというふうに報告は受けているところであります。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 昨年4月にその部署が発足しまして、そして担当者1名でやっているというところでございますけれども、昭和58年に発行された際は2名の方が従事され、そして9年かかって編纂に至ったという経緯がありますけれども、今後やっぱりやっていくのに、本当に1名でやっていけるのかどうか。そしてまた、きのうの総務民生の回答書の中には、5年から6年程度見込んでいるということなのですからけれども、その辺でできるわけですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 要するに、何ていいますか、単行本なり何なりみたいにまとめるのかというふうなお話もここに入っているのかなと思いますが、決してそうではなくて、ことしは村制施行130年でありますけれども、じゃあそれに合わせて何かを出すのかというふうなものではございませんので、ただこれまでずっと何もしないで来たということでもありますので、この中間点でもって、それをしたためておいて、記録しておいて、例えば村制施行150年あたりに、あるいはまた第二弾として発行することももちろん視野にはあるのかなというふうに、入れておくということでありまして、ことしの130周年にそれを発表するとか、そういった考えでやっているものではありませんので、ご理解をいただければと思います。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 先ほどの答弁の中にもありましたけれども、昭和58年以降の編集で、そして37年分を追加するような形だという説明がありましたけれども、私考えるのには、情報技術というのは進んでいるので、過去を振り返って、例えば大変かもしれませんが、58年前の村誌、私も家にあったもので眺めさせてもらったんですけれども、その中で時系列で追っている検証が結構多かったんですよ。あれだと、やっぱり子供もずっと最後まで読まないで、やっぱりわからないよなど。できることであれば、トピックのように特集を組んで、こういうものが大衡の一番重要な、130年の歴史の中でこういうものが必要、大事だったんだよということも一目瞭然、そのページを開けばわかるものもやっぱりつくってもらえれば、先ほどの答弁書、回答書の中にもありますけれども、小学生でも見られるようなものをつくるということであれば、そういうのが大事だと思うのですが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういった意味では、ご指摘当然のことです。教育長のほうで歴史散歩ですか、というものも教育委員会のほうでつくっておりますけれども、何ていいですかね、時々村誌の中のダイジェスト版というのですかね、大層に考えてもらっては困りますけれども、そういったダイジェスト版的なものを随時出していただいて、その折、その折の出来事等々について村民の方々にご理解ある認識をしていただければと思っているところであります。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 村にも何冊かあるとは、役場庁舎内にもあると思いますけれども、やっぱりつくっても、それが村民に読まれなければ無用の産物になると。その中にですね、私は一番大事だなと思うのは、教育長も進めている、その歴史散歩マップも大事でしょうけれども、村誌の中にも、村の歴史の中で遺産あるいは史跡、そういうものが結構あると思うのです。私は委員会の中でもそれを何回か言わせてもらいましたけれども、そういうものを重点的に載せて、改めて再発見してもらえれば、村民にとってプラスになるのかなと思うのですよ。そういうものがずっと読んでいくと、なかなかそれが見つみづらい。読んでいかないと、こういうものがここにあったんだなというのがわかりづらい。そういうものを写真を撮って、ここにも写真で撮ってそういうのを図鑑風にもつくるよというのがありましたけれども、重点的にそういう作業も進めてもらえればいいのかと思うのですが、いかがでしょうかね。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのとおりだと思いますので、村誌編集室と教育委員会にもお手伝いをいただきながら、そういったことをコラボしていければいいなと思っているところでありますので、貴重なご意見ありがとうございます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 先ほどの話に戻りますけれども、今担当者が1名でやられているということですが、やはりこれも村全体の中で、その歴史を好きでいろいろ勉強されている方もおられますし、大衡にはそういう専門的な部署というのはいないんですけれども、できることであればチームをつくって、そういう中で編集室を盛り上げれば、もっといいものがつくれるのではないかと私は感じるわけなんです。ひとりだけでつくるのではなくて、教育委員会の力もかりながら、そしてさらに、そういうご高齢になられて、昔はこういうこともあったんだよというのも1つの話になると思うので、そういう方々も含めながらつ

くっていただければというふうに思うのですが、その辺の考え方をお聞きます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 全くそのとおりだと私は思っております。であります、今年度は初年度でありましたので、まずもってこれまでの38年間のですか、ブランクの中の資料を収集しながら、職員1人ではありますが、収集しながら、図書館やら、いろんな近隣の施設、そういったもの、あるいは自治体ですね、そういったところに出向いて調査をしたということを受けて、今年度は議員の今おっしゃったように、そういった村民の皆さん、あるいは議員の皆さんでもいいですけども、そこに参画していただいて、議論を交わしながら、今後ますますよりよい村誌の編纂、そういったものにつなげていければと思っておりますので、今年度は、やはり大衡に歴史の好きな、好きなというのはおかしいのですが、ちょっと言い方悪いかもしれませんが、歴史に精通されている、そういったご仁もいろいろおられるようでありますから、そういった方々にもご協力を要請しながら、そして皆さんに親しまれるような、そして読んでわかるような、そういったダイジェストみたいなものを作成なり示せばいいのかな、そんなことで邁進してまいりたいと、このように思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 去年でしたか、教育長が美術館に須岐神社の絵馬でしたか、飾って、私もその年代を見て、江戸時代初期のころから明治時代前期の絵馬ということで、すばらしいものだ后感銘を受けた1人なんですけれども、村民の皆さんが来て、見てもらえれば、それにこしたことはないのですが、なかなかやっぱりそういうのを知る機会もなかなかないと思いますし、村誌もこのぐらい分厚いんですよ。その分厚くて厚い表冊子の中で、あれをみただけで、こんなの見なくてもいいなという感じになってくる可能性もあるので、できるだけ見やすいものをつくっていただければと思いますし、そういうものをもっともっと、例えば村のそういう重要文化財に近いようなもの、あるいはそういう重要文化財、そういうものをもっともっと発掘してもらって掲載してもらえれば意義のある大衡村誌になるのではないかなと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 繰り返しの答弁になりますけれども、全くそういったことも同感いたします。なので、ぜひそういったことが可能になる、そしてそういう活動になるようにしていきたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 1 年が経過したわけでございますけれども、どの程度まで、まず例えば、そういう資料、そしてまた村誌に挙げる題材ですね、そういうものが収集されているのか、その辺についてお聞きします。

議長（細川運一君） 村誌編纂室長。

村誌編纂室長（文屋 寛君） お答え申し上げます。

先ほどの村長の答弁にもございましたように、私、村誌編纂の担当を仰せつかっているわけですが、何分新任の職員でございまして、村の村誌編纂については、全くの素人ということでもございますので、先ほど村長の答弁にもありましたように、まずもってその村誌編纂の勉強をしなくてないということで、1 年目はその学習に当たらせていただいたということでございます。図書館に通ったり、あと参考資料の調査研究をしたり、そういったことで、あとそれから既存の村誌、昭和58年でしたかね、発行されたのが、既存の村誌、約1,500ページ近くに及ぶかなり分厚い村誌になっております。石器時代から内容になっておりますが、まずもってそういったものをきちんと学習、勉強して、担当として把握することが、まずもって基本かなという判断に立ちまして、勉強させていただいたと。今もって完全に把握しておりません。内容的には古文書がかなり掲載されていたり、あと何ていいますか、昔言葉と言ったらあれですけど、言い回しがなかなか理解しづらい内容になっています。かなり膨大な内容になっています。そういったもので、かなり理解するのに、ちょっと私個人的に歴史がちょっと苦手なものですから、理解するのに時間がかかって、今悪戦苦闘しているというのが正直なところでございます。

あと、編纂に当たっては、先ほど村長のお話にもありましたけれども、他の自治体の参考資料等も勉強しないといかんということで、いろいろ今勉強させていただいているという状況でございます。同時に資料収集もやればいいんでしょうけれども、まだまだそういったレベルに達しないといえますか、資料収集につきましては、これから鋭意進めてまいると考えております。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 早坂豊弘君。

3 番（早坂豊弘君） 最後の質問といたします。

今まで1 年間かかって、いろいろ答弁書にもありますように、他の市町村の歴史書や研究を行っている。あるいは、学習活動、今も言いましたけれども、学習活動も行っていると。今、素案の段階ではありますけれども、1 年間あるものでしたから、その中で何か

お気づきになったこと、あるいはこれは絶対必要なことだなと。そしてまた、これは絶対掲載したいなということがあれば、最後にお尋ねします。

議長（細川運一君） 村誌編纂室長。

村誌編纂室長（文屋 寛君） お答え申し上げます。

ずっと学習をさせていただいていく中で、先ほど申しましたように、他の自治体のそういった歴史書もいろいろ学習する中で、今後の大衡村の村誌の編纂作成に当たっては、昭和58年以降の現在までの経過の中で、大きな事象、これはやっぱりその編纂の中で大きく取り上げていく必要があるのかなと思っています。顧みますれば、ちょっと私も大変申しわけないのですが、役場に入ったのがちょっと浅いものですから、過去の村の事業については正直知識がないといいますか、その辺の認識がないものですから、その辺も含めて今鋭意勉強させてもらっているという状況でございます。

そういった中で感じますのは、やはり企業誘致の関係でトヨタ自動車東日本が大衡村に来たというのが、これはやっぱり一番といいますか、かなり村の発展に寄与している事象かなと考えてございます。あとそれから、これは大衡村だけではないのですが、東日本大震災で、かなり大衡村も被害を受けたというようなことで、こういったことも必要になるのかなと思っています。あとそれから、時系列で申し上げればいいんでしょうけれども、ちょっと今頭に浮かんだことだけで大変申しわけないのですが、先ほど申しましたように、トヨタ自動車東日本が立地される、その経過となったのが、仙台北部工業団地の造成ですね。第2工業団地、約350ヘクタールほどの造成がされてございますが、そういったことも大きなことかなと。あと、クリエートパークの設置とか、あとそれから医療費の無料化、これは大衡村が全国的にもある意味先駆的な形でやられてきた事業です。なので、18歳までの医療費無料ということも、これも本当に自慢できることなのかなと。

今ちょっとかいつまんで思いついたものを申し上げましたけれども、ほかにもいろいろ調べればいっぱいあるかと思います。そういったものを、特に村の発展に大きくつながる事業、そういったものをできるだけ大きく取り上げ、なおかつその背景には、当時の政治情勢なり、経済情勢なり、そういったものが密接にリンクしていると思いますので、そういったこともちょっと捉まえながら掲載できればいいのかなと思っています。

済みません、長くなりました。以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

午前 11 時 15 分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順 4 番、山路澄雄君、登壇願います。

〔11 番 山路澄雄君 登壇〕

11 番（山路澄雄君） 通告 4 番目、山路澄雄であります。件名は、庁内における村長と職員の喫煙の現状を問うという通告であります。

近年、喫煙に対する社会の目は大変厳しいものがあります。昨今の動きでは、平成30年法律第78号によって、オリンピック、2020に向け、学校、病院、児童福祉施設、行政機関等の禁煙ですか、多数の者が利用する施設における喫煙の禁止、類型に応じてその利用者に対して一定の場所以外の場所における禁煙と、そういう法律が改正、施行されました。2019年7月1日から、公共団体等ではたばこの問題が、場所等非常に厳しい規制を受けるわけでございます。

国及び地方公共団体の責務は、一つとしては、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するように努めると、そういう文言が述べられております。

今回の一般質問は、私は大衡役場庁内における禁煙の現状を見ますと、非常に問題点があるので通告したものでございます。

まず、健康増進法の改正を受け、今後の対応をどのように検討しているのか。職員の喫煙の実態、職員総数、その他、そのうち日常的に喫煙している者、勤務時間内に喫煙している者、何名か、これを両方とも確認したいと思います。

休憩時間はどう定められているのかをまず確認しまして、その休憩時間内の喫煙がどのように行われているかも確認したいと思います。

最後に、村長の喫煙の状況について、村長みずからのことでございますので、すぐ回答できると思いますが、恒常的に喫煙されている役場庁舎内のたばこを吸う時間、喫煙場所等を伺うものであります。庁舎屋上にて喫煙後、議会事務局等に立ち寄って、雑談、懇談なさっておりますが、総務課内の職員の連絡体制はどのようにされているのかを確認したいと思います。

3 番目、部下職員への喫煙指導はどのようになされているのか伺うものであります。

以上、自席でまた質問しますので、明快なる答弁をいただきたいと思います。以上であ

ります。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 山路澄雄議員の一般質問にお答えいたします。

庁内における村長と職員の喫煙の現状を問うとのご質問であります。1点目の喫煙実態の状況についてはということのご質問であります。全職員87名のうち、約3割弱に当たる25名が俗に言う喫煙者、たばこを吸われているという人になっているところであります。

喫煙者は、喫煙場所へ行って喫煙をしますが、これまで喫煙に関してのルールはずっと前から定めてはおりませんでしたので、昨年12月から勤務時間中の喫煙は慎むように、喫煙場所に総務課長名で張り紙をしておるところであります。したがって、現時点においては、勤務時間中の喫煙者はいないのではないかなと思うところであります。

次に、2点目の庁舎内において喫煙を許可している場所はどこかということのご質問であります。役場庁舎、福祉センター、公民館等の建物内においては完全禁煙としております。喫煙場所としては、役場庁舎においては平林会館1階東側印刷室隣と、庁舎屋上の計2カ所、福祉センターにおいては、福祉センター裏の車庫前に1カ所、公民館においては、屋内運動場の出入り口に1カ所、それぞれ敷地内の屋外に灰皿を設置し、喫煙可能場所としているところであります。

次に、3点目ですが、勤務時間内の喫煙は認められるのかとのご質問ですが、職員服務規程では、勤務時間中はみだりに執務場所を離れてはならないと定められておりますので、勤務時間中に何回も喫煙で離席することは、この規程から外れることになるのではないかなと、こんなふうに考えられます。

先月19日の河北新報に、登米市において勤務時間中は全面禁煙をしているにもかかわらず、喫煙の実態がある旨の報道がありました。やはり勤務時間中の喫煙には注意すべきことであると再認識をしております。

次に、4点目の村長みずからの喫煙をどのように認識しているかということですが、うーん……、どのように認識しているか。私も喫煙者の仲間です。まあ、年々減らしてはいますけれども、でも吸っていることには間違いはないということですが、今まで1日30本ぐらい吸っていたものを、近年ずっと減らして、今は10本から15年ぐらいの間におさまるように吸っているところでありますが、しかし喫煙者であることには、私

は否定はいたしません。

そして、これまで吸わない人の気持ちや、受動喫煙について、本当に気を使って私もやっておりましたので、全くとは言いませんけれども、おおむね受動喫煙に関する配慮が全くないということではございませんので、そういった気持ちで、そしてさらには、今回の山路議員のお話のとおり、今後はやっぱりもっともっと周りの人への気遣い、こういったものが必要になるものと考えておるところであります。

以上、答弁をいたしましたので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） まず、全て理解されていると思うのですが、国の法律改正ですか、平成30年法律78号で、健康増進法の一部を改正する法律、これが国会を通過しまして、7月からさまざまな地方公共団体の役割が出てくるわけでございますが、この健康増進法の一部を改正する法律について、村長の理解をお聞きしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） この健康増進法の一部を改正する法律という、平成30年法律第78号の概要であります。これを読み上げて、私の認識とさせていただきたいと、このように思います。

望まない受動喫煙の防止を図るため、多数の者が利用する施設等の区分に応じ、当該施設等の一定の場所を除き喫煙を禁止するとともに、当該施設等の管理について権原を有する者が講ずべき措置等について定めるということでありまして、その考え方の第1、まずもって望まない受動喫煙をなくす。受動喫煙が他人に与える健康影響と喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において受動喫煙にさらされることを望まない者が、そのような状況に置かれることのないようにすることを基本に、望まない受動喫煙をなくすということであります。

そして、基本的な考え方の第2として、受動喫煙による健康影響が大きい子供、患者等に特に配慮するということであります。

そして、基本的考え方の第3として、施設の類型・場所ごとに対策を実施するというところであります。

そのようなことを今後大衡村としても真剣に考えていかなければならないというふうに認識を、そして自分自身にも、何ていいますか、律してまいりたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 特に国及び地方公共団体の責務というのが改正されておりますが、それを
村長ご理解しているか、ご説明をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 改正の概要について、国及び地方公共団体の責務があるということでございます。国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めるということでありまして、先ほどこれもこの申し上げた文言に包含されていると私は思っておりまして、それをあえて言わなかったわけではありますが、第2番目に、国、県、市町村、多数の者が利用する施設等の管理権原者その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めるということであります。

そして、3番目は、国は、受動喫煙の防止に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように国はするんだと、こういうその法律の改正の概要であると認識をしているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） この改正法の一部施行年月日はいつですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） あれ、先ほど議員が申されました日時だと思っています。2019年、ことしであります。あつ、月日ですか、7月1日ということであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 施行が、実施月日が迫っている、そういう状況の中でございます。

先ほどの答弁では、職員総数85名のうち25名が恒常的にというか、常にたばこを吸っていると、そういう職員であると報告ございましたが、それで間違いございませんね。そのうち女子は含まれますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そのうち女子ですか。うーん……、女性の方が、職員が、たばこを吸っている姿を私は見たこともありませんので、それは家で吸っているか、どこで吸っているか、それはわかりませんが、多分女性の職員は、たばこは喫煙していないのではないのかなと、私なりに思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 喫煙なされる職員の方々のですね、これ氏名等人事表にきちんと記載され、把握しているわけですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これまではしてないな。ねっ、ないよね。これまではですね、たばこ、喫煙の有無について特記事項として設けてはいませんでした。今後は、それはですね、個人の嗜好の問題でありますから、ただ勤務中にあるいは役場で吸わないという話でありますから、今後もそれでもどうなのでしょうね。時代の要請に応じれば、そういったこともいずれば考えられるかもしれませんということではありますが、今すぐにそういったことをするというものではございません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 先日、村長も答弁の中で登米市の状況を話しておられましたが、河北新報によりますと、登米市の場合は勤務中は全面禁煙としていると。ところが、職員の複数の者が頻繁に喫煙をしているということが、議員の指摘で問題になっているんですけど、市は2012年4月から総務部長の通知で、午前8時半から午後5時15分の勤務時間内に職員が喫煙することを禁じているということだそうですが、喫煙は昼休み1時間などの勤務時間以外に、庁舎敷地内の屋外に設けた喫煙所でのみ認められているという記事がありましたが、村長、これを確認しますね。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 新聞記事、私今持っていますので、認識しております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 登米市の場合ですね、課長以上の管理職を含む二十数人が1月25日午前11時20分ごろ喫煙しているのが目撃されたと。勤務時間内ですよ。こういうことが目撃されて問題になっているわけですが、大衡村では、職員が勤務時間内に喫煙したか、していないか、きちんと確認していますか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） かつては、ですから昨年の12月に注意喚起の張り紙をしまして、その後はそういったことがないものと私は認識しているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 村長、事実の確認がちょっとずさんなようございまして、私は、庁舎東側の図面等を納めている書庫ですか、あの脇にいつ建ったかわかりませんが、波トタンで

囲ったものがあるのですね。その前に、波トタンで囲われた場所が喫煙所となっているわけですか、指定場所ですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい、そのとおりでございます。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） あの建物というか、何というか、さっかけだな、あれ。あの中で若い職員たちがガヤガヤと騒いで、何だかなと思ったら、たばこ吸っているんですね、勤務時間内に。そういう例がたびたびありました。早いのは9時45分ごろですか。そのころ吸っている者もありました。これ、全体的に、やっぱり職員の監督の任に当たる者、これ誰ですか、監督の任に当たるのは、お伺いします。村長以外で。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 以外だと、多分総務課長だと私は認識しております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 勤務時間内の喫煙は禁止しますと、そういう張り紙がありましたが、全然守られていないと、そういう状況であります。この問題、きちんと徹底するように、その後登米市のこの新聞記事等を受けて、職員の規律について、庁内でたばこの問題を含め、村長から訓示があったかどうかお聞きします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい。この記事はもちろん私はつぶさに拝見いたしました。であります、これは2月ですよ。であります、12月から禁煙ということにしていますので、そういったことが多分、多分ですよ、私そこに行って見ているわけにもいきませんので、多分ないんだろうと思っておりましてし、ないんだということの中で、その訓示的なものはしておりません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大衡村の職員は優秀で、非常によろしいと、そういう評価があったわけですが、ここに来ていわゆる時間にルーズ、禁止行為の勤務時間内の喫煙を行うと。こういうふうな規律が乱れてきたのは、何が原因かなと考えるのですけれども、なかなか村長も理解できないでしょうけど、いわゆる喫煙の問題ですね。健康増進法に述べてあるとおり、これは国際的なイベント、ラグビーワールドカップ、それからオリンピック・パラリンピックを控えて、日本の国の喫煙状況はこれでうまくないという有識者の方々の指導のもと、

国が禁煙を、なるべく受動喫煙のないような、そういう国にしていこうということで法律が改正されたと思うのですが、本来ならばこの法の趣旨にのっとって、一番この喫煙についてマナーを守っていくべき地方公務員が、こういうざまでは非常に恥ずかしい限りであります。村長の見解を伺います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これは、本当にそういった背景が今おっしゃった、何ですか、パラリンピック、オリンピック等々、あるいは万博ですかね、そういったことで外国に対するアピール、そういったものも当然政治的な要素としてある程度あるのかなと思っておりませんが、しかしいづれにしても吸わない、たばこは百害あって一利なしとも言われております。そんなことでありますから、吸わないのが一番だと思います。

人間ですね、嗜好品でありますから、健康を害したときとか、そういったことを契機に喫煙をやめたというような方々も大分いるようであります。山路議員もそういったことで、たばこをやめたということもお話を聞いておりますけれども、やはりいづれにしてもたばこをやめてよかったやと、いろんな健康的になったやというお話も皆さんから伺っているところでありますので、やっぱりそういったことで、害のないたばこ、あるいは喫煙の方法ですね、あるいは本当に禁煙というような、そういったことに向けて、やっていかなければならないんだなというふうに改めて思ったところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大衡村の場合、喫煙のため、勤務時間中にもかかわらず、たばこを吸いに喫煙所まで行ってたばこを吸っていると。そういう職員の実態把握ができていないとすれば、これまた問題で、きちんこの現状を調査する必要があるあって、やっぱり何らかの厳重な注意処分とか下す必要があるんじゃないですか、村長、いかがですか。調査しないんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい。7月1日からは全面禁煙でありますから、それまでにやっぱり禁煙、喫煙の習慣をなくさせるためにも、そういった喫煙をされている、もちろん私も含めてであります、そういった職員の方々に、何といいますか、それまでにだんだんとやめるように指導してまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 地方公務員には、職に専念する義務というのが課せられておりまして、や

たらと勤務時間中にたばこを吸って勤務場所を離れると、そういうことは許されていないのであります。今までのそういう大衡の状況が、これは地方公務員法に違反していると、そういうことになりますから、本当はきちんと調査して、厳重に注意するとか、処分するとか、そういうことが必要なんです。やはりこの登米市の例も捉えて、全職員、特に全職員といっても、たばこ吸わない職員は本当に迷惑なんです。たばこ吸う職員、恒常的にですね、あとやめられない職員、そういう者に対して厳重に注意を喚起して、今後あってはならないと。そのように庁内のいわゆる規律をきちんと確立していく必要があると思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい。そのとおりだと思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） たばこを吸わない者、まして女子職員などは席をなかなか離れることができない状況の中で、勤務状況の中で、そういうことは許してはいけないと思います。

それから、いわゆるこの喫煙場所ですね。7月1日からきちんとつくって、この煙が外に漏れるとか、そういうことのないような施設が、設備が要求されるのではないかと思います。国では、そのような必要な施設に補助するというようなことをおっしゃっていますが、現状の建物といいますか、建物とは言わないんだな、あれな、囲い。あれ、いつ建てられたんですか、まず。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 2年ぐらい前だったなと思っています、はい。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） では、村長決裁であれがつけられたわけですね。そういうことですね。

そのできたいきさつも、私たちは、議会もほとんどわからなかったんですよ。何だか、下のほうからガヤガヤって笑い声はする、話し声するなんていうことで下をのぞいたら、職員がたばこ吸っているたまり場だったと、このごろわかったんですよ。だから、きちんと喫煙場所なら喫煙場所だと皆さんに報告して、村民の方々にもわかるように、当然あの場所も、もうたばこはあそこで据えないと思いますけれどもね。屋外に独立したものをつくれとなってくると思うのですよ。あれ、屋外とは言えませんね、大変あの土地整備課ですか、図面とかさまざまな大事なところが入っているところにくっついているんですから。たばこを吸うと火災の危険もあるんですから、今後、あの施設と言えは施設、喫煙場所と、

どのように変えられていくのか、7月1日に向けてどういうお考えですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 私個人、個人というのはおかしいですが、私の考えとしては、7月1日までには敷地内を含めて全面禁煙、職員は全面禁煙、ただ何ていいますか、外部のお客さんとか、そういった方々もいらっしゃるわけでありまして、そういった方々にどういう対応をしたらいいのかという、そういったことも含めて今後検討してまいりたいと、このように考えております。

いずれにしても、議員のおっしゃるとおり、大変健康によいものではございませんので、ぜひ全面禁煙をしてまいりたいなど、このように思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 実はもう1カ所、村長も利用なさっている場所ですが、屋上の喫煙、喫煙場所とも何ともなっていないですからね。ただ、吸い殻入れと空き缶、水入った空き缶が1個ずつあるだけです。あそこですね、庁内ですから、あそこは庁舎内ですから、当然禁煙になると思うのですが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 屋根の上、早い話、屋根の上ですよ。

11番（山路澄雄君） いや、あれは庁舎ですよ。

村長（萩原達雄君） いやいや……、なので、まあ便宜的にあれば、議会議員の皆様方の中で、嗜好品としてたばこを召し上がる方、召し上がるっていうんでないな、お吸いになる方のための、そういった便宜的にかなり前からあった、いや、あったわけであります。そこで、そういったところ、あの、そういうことでありますので、まあ、それも含めてもう7月1日からは全面禁煙ということでご了承いただきたいと思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 議会議員の話も出ましたが、便宜的に認めてきたということでしょう。一番多く通っているのは村長だと私は思っていますよ。議員は議会のときしか使っていませんが、村長毎日来ているんじゃないですか。まあ、答弁要らないですけど、やはり7月1日に向けてあそこも閉鎖すると。非常に防犯上も、火災予防上も非常に影響のあるところなんです、本当は。大体ベランダとか屋上とかって、ほかの自治体でもたばこ吸わないようにさせているんですね。登米市ではちょっとばれてしまったのね、ベランダで吸ったから。やはり村長、先頭に立って、あそこは早く閉鎖して、7月1日まで下のあそこで我慢

して吸うか、7月1日まで立派な喫煙所をつくるか、さまざま考えていかないと、時代の法律の要請に応えられないと、そういう状況になるわけですから、心して準備していくべきと思いますが、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） はい。そのようにしたいと思います。参考までに申し上げますが、私も12月に皆さんにも大変ご迷惑をおかけしました、インフルエンザということですね。その後1カ月半ほどたばこを休みました。休んだんです。大変体調がよくなりましたので、ぜひですね、私もまた休むというか、禁煙をしてまいりたいと思っております。

そして、参考までに申し上げますが、大和町でも2カ所ですね、喫煙ブース、喫煙の場所を設けておりますし、さらには県庁も18階でたばこが吸えるということでございます。来庁者については駐車場のところでも吸えるということでありまして、そういったことも含めて、どんな対応をこれからなさるのか、我々も注視しながら、そしていろいろ関係機関と連携しながら、全面禁煙に持っていければなと、こんなふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 1カ月半にわたって禁煙なさったのであれば、完全に禁煙すべきだったと思いますが、なぜできなかったんですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そこまで言われるとはちょっと……。まあ、早い話、いつでもやめられるなと思いました。でありますから、そこですね、意思が弱いと言えればそれまででしょうけれども、そういうことであります。ですから、今後は禁煙、これを自分の目の前に常にかかっているつもりで事に当たりたいと思っております。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 時間も押してきましたので、村長の一番聞かれたくないことを聞きます。村長は平成30年11月22日午後5時ごろ、大和町吉岡上町、遠藤旅館で開催された富谷市、黒川3町村議会議員研修会の懇親会の席上において、会場内全面禁煙とされているのにもかかわらず、富谷の若生市長の面前で、談笑しながらですけれども、そのテーブルにおいて喫煙なさっておりますが、いわゆる受動喫煙の被害を与えるような喫煙の事実を指摘しますが、これ覚えていますか、村長、たばこ吸ったの。答弁をお願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） あ、そこでたばこ吸ったかどうか、定かに記憶はしておりません。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 大分お酒召し上がって、私もですけども、次の朝忘れることがいっぱいありますので、それは深く追及しませんけれども、皆さん、多くの方が目撃しているんですよ。「何だ、あんたのほうの村長や、あそこでたばこ吸ってや」とか、そんなような同僚議員も指摘しております。困ったものだなど。やはり首長は大衡村を代表するトップな人ですね。大衡村民の、全体の大衡村、それから大衡村民の品位をおとしめるような行動は、厳に村長たる者は慎むべきだと思いますが、やはり禁煙したほうがよかったですね。いかがですか。わからないのであれば、わからないという答弁でいいですけども、目撃者が多数いらっしゃると思いますので指摘しておきます。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） そういうことであれば、皆さんに不快な思い、あるいはそういった迷惑をかけたということであれば、深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

議長（細川運一君） 山路澄雄君。

11番（山路澄雄君） 喫煙の問題、職員から村長までの喫煙の状況を質問で取り上げましたが、やはり職員も、村長も一丸となって、この喫煙問題に取り組んで、やはり村民や、それから一般の方々より指弾を受けないような行動を私は望むものであります。答弁は要りません。

ちょっと早いですが、ここで一般質問を終了します。以上です。

議長（細川運一君） ここで休憩をいたします。再開を1時といたします。

午前11時57分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告順5番、佐々木春樹君、登壇願います。

〔4番 佐々木春樹君 登壇〕

4番（佐々木春樹君） 通告に従いまして質問をいたします。

1件目、ごみの減量化は進んでいるのか。2件目、地区計画区域拡大の進捗状況はということで、一問一答で通告しております。

まず、1件目のごみの減量化は進んでいるのかという件名ですけども、昨年3月議会

にもこの件についてはお伺いしています。その際、村長答弁で、出前講座等で周知徹底を図るというふうなことでご答弁いただいておりますが、その中の１件目として指導実績とその成果、そのことをどのように総括しているのか伺うものであります。

２件目としては、ごみの排出量の推移ですね。ふえているものなのか、減っているものなのか、また集積所等でトラブルなど起きていないのかといったところを通告しております。

２件目の地区計画区域拡大については、昨年９月の議会で具体的計画案を策定して、関係者へ説明していくというふうなご答弁をいただいております。その中で、まず具体的な計画案がどのように進捗しているものなのか。それから、五反田地区では関係者に調査などを始めているということではありますが、その状況はいかかなものなのかということ。それから、３点目は、やはり地区計画を拡大するに当たって、住民に説明するのはもちろんであります。やはり村が主体として進めていかなければ、進み方は遅いのではないかなど。ですので、村が主体として村のまちの姿を描きながら進めていくのが望ましいのではないかと思います、村長の考えを伺うものです。以上です。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 佐々木春樹議員の一般質問にお答えいたします。

まず、その中の１件目でありますごみの減量化は進んでいるのかのご質問であります。

その中の１点目、出前講座の指導実績と成果をどのように総括しているのかということではありますが、昨年３月の一般質問においてごみの減量化、３Ｒの推進に向けた取り組みはとのご質問に対し、出前講座などで周知を図るとお答えしたところであります。しかしながら、平成30年度の出前講座につきましては、住民の皆様からのご要望が全くなく、開設するまでには至っておりませんでした。平成30年度から新たに始まりました雑紙の分別収集やごみ処理手数料の改定などを広報紙へ掲載し、また家庭ごみ収集計画表やごみの分別と出し方を毎戸に配布するなど周知啓発を図っております。

次に、２点目のごみの排出量の推移と、集積所でのトラブルはないのかのご質問ですが、ごみの排出量は増加傾向にあるわけであり。過去５年間の推移を見ますと、平成27、平成28年度については、前年度比で排出量が減少に転じたわけではあります。しかし平成29年度には増加するといった経過をたどっているのが現状であります。可燃ごみに至っては、減少前の平成26年度の排出量を上回る量となっております。

大量生産、大量消費による経済発展の背景には、廃棄物における環境問題は全国的な問題であり、ごみの埋め立て処分場が足りなくなるおそれもあることから、国では平成12年に循環型社会形成推進基本法を制定し、ごみの排出量を抑制するため、3Rの普及啓発を行い、ごみの発生抑制、再使用、再生利用を推進し、本村でもごみの分別収集の周知を図ってきているところであります。

現在、村内集積所は全部で150カ所あります。各地区の行政区長や衛生嘱託員を中心に、利用されている地域の方々により集積所周辺の清掃を行っていただいておりますが、中には容器を洗わないで出したり収集日以外に出すなど、ごみ出しのルールが守られていないため、集積所周辺が汚れてしまうなどのケースもあり、その際には行政区長や衛生嘱託員に協力をいただきながら、村としても対応してきているところでもあります。

利用される地域の皆様にも、ごみ集積所は家庭から排出されたごみの単なるごみ捨て場ではなく、燃えるごみ、燃えないごみ、資源ごみを収集してもらうための集積所であるとの認識で、いま一度家庭ごみ収集計画表とごみの分別と出し方をごらんいただき、収集日時や分別方法を改めて確認し、家庭から排出されたごみには責任を持ってネットやコンテナからこぼれ落ちていたり、ごみが散乱していたら拾い集めるなど、集積所周辺の清掃等にご協力をいただき、清潔保持に努めていただきますようお願いするものであります。

次に、2件目の地区計画区域拡大の進捗状況についてということですが、まずその中の1点目の具体的な計画案は進んでいるのかとのご質問ですが、村では地区の特性に応じたまちづくりを進めるため、平成21年8月に地区計画を定めており、このうちときわ台地区計画はときわ台南住宅団地が早々に完売し、定住人口の増加が図られております。また、五反田亀岡地区計画区域におきましても、民間業者による住宅団地開発や賃貸住宅の整備が進められ、整備計画区域内の未利用地は残りわずかな状況となっていることから、村では五反田亀岡地区計画区域内にある未利用地部分の編入と、地区計画区域の拡大を図るため検討を進めておりますが、現在地権者の意向調査と並行して現地調査等各種調査を行い、土地利用計画案の作成に着手しており、今月中には計画案をもとに地権者の方々からご意見を伺いたいと考えております。

次に、その中の2点目ですが、五反田地区では関係者の調査を開始しているが、現状はどうなっているかというご質問ですが、五反田亀岡地区計画の変更については、昨年12月に地権者を対象とした説明会の開催と、今後の土地利用についてのアンケート調査を実施しております。アンケート調査については、約7割の回収率となっております。

すが、土地利用構想に基づく住宅開発については、おおむねの方から賛成であるとの回答がありました。現在も回答率を高めるために、未回答の方へ連絡しているところですが、今後このアンケート結果の集計及び整理を行い、土地利用計画案と地権者の意向とのマッチングを図り、事業手法や区域設定について検討したいと考えております。

次に、3点目の村が主体として進めていくことについての考えはどうだということですが、住宅団地の開発には多額の財源が必要となります。これはときわ台南地区の開発に際しましても、17億というような総額でかかったわけではありますが、その多額の時間と財源が必要となり、事業着手にも非常に期間を要してしまうことから、まずは民間事業者が事業主体となる手法を検討したいと考えております。現在、開発に関心のある住宅メーカーやゼネコン等に対し、大衡村内での需要調査や事業手法等に関するヒアリングを実施しているところで、このヒアリングを通して、意欲ある民間業者への誘導を図っていきたいと考えております。

1回目の答弁とさせていただきますので、よろしくお願いします。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） まず、出前講座というものについての特性というのですか、出前講座を行う上でどういった準備などが必要なのかお伺いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） ちょっと聞き取れなかったのですが。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 出前講座を周知しながらという答えの中で、今回行っていなかったと。

それは住民からの要望がないからだということでしたので、この出前講座を行う上で必要な要件というのですかね、そういったものをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 出前でありますから、あくまで注文をいただいてから出前をするというのが一般のならわしではないかなと思っております。

そこで、各地区の何ていうのですか、衛生組合というのですか、衛生嘱託員を中心とした、そういった皆さん、あるいは住民の皆さんがこぞって、ごみについて学びたいんだということであれば、いつでもその説明に上がるというのが出前講座の本来の趣旨であります。がしかし、今回は、ことしはですね、ことしというか平成31年度は、雑紙やいろんなこれまでのマナーですね。そういったものが、ちょっと雑紙も入ってきます。それから、

これまでもいろんな集積所の、集積のトラブルとまではいかないけれども、清掃関係とか、そういったものをぜひ皆さんにさらに周知していただくために、そういったもの積極的にやるということの決意を述べたところであります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） そこで、実績はなかったけれどもというところで、これは私も認識が甘かったなと反省していますけれども、昨年の今ごろですね、雑紙とか収集の方法が変わっていくのだというところの中で、村としてどういうふうにもPRし改善していくんだという質問だったと思うのですけれども、そこで出前講座等で周知を図るということであれば、やはり集積状況、集積所の中でトラブルというか、マナーの守られていないところであるとか、せっかく自分では雑紙をきちんと出したつもりでいるのに、雑紙扱いにされなくて、一般ごみとして収集されていった姿を見て、すごくがっかりしたというふうな住民もいますし、そういったお話、多分担当課では聞いていると思っています。そういった方々のためにも、やはりそういうことがあれば、村としても区長やその担当の方と相談しながら、その集積所を利用している住民の方に、こういった方法でこれから集積していくんですよということでの出前講座がなされるものだと思っていたのですけれども、それはちょっと認識の違いだったので、今後、やはり待っているだけではなくて、何かあった場合に、こういったことができるのでいかがですかというふうな、積極的な出向きというものを取り組んでいただきたいと思うのですけれども、いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほども申し上げましたとおり、雑紙やら、あるいは3Rについてのいろんな認識を深めていただくための説明会なり、そういったものは地区ごとにといたしますか、順次開いていけばいいのかなと、こんなふうにも思うところではありますが、この件の詳細について住民説明課長から答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 平成30年度から始まりました雑紙収集につきましては、広報紙などで4回ほど掲載させていただいております。最近では1月号にも掲載させていただいておりますが、なかなか広報紙だけでは周知が足りないのかなと感じてございます。

ただ、雑紙の出し方につきましては、やはり紙袋に出していただくですとか、そういった対応をお願いしているところなのですが、中には雨に濡れないようにということで、ビニール袋に入れて出されたりという方もいらっしゃいますので、そういった方のルールを

守っていただくように、これから周知していきたいとは考えております。

出前講座につきましても、本来生涯学習のほうに申し込みをしていただいていたということでの出前講座なのですが、こちらから出向くということも出前講座ではないかというお話もありましたので、そのように今後検討させていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） ごみの排出量が若干減っていたのが、29年からふえているというご答弁でしたけれども、そこら辺もどのように総括しているのかお伺いするのですが、人口はふえています。人口がふえているのでごみもふえるだろうと、同じだけ出せば同じだけ、人数がふえた分だけごみの量はふえるのですけれども、そこを村の統計のとり方をどうしているかわからないのですが、100人ふえたけれども50キロしかふえないとか、そういったところでの総括というのですか、1人当たりのごみの排出量は実は減っているんだよというところのデータ、そういったところはお持ちでないですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 先ほど村長の答弁にもありましたとおり、過去5年を見ますと、27年、28年につきましては、1人当たりの排出量も減っております。しかし、29年度になりましたら、人口もふえてはおるのですが、1人当たりの排出量も増加しているということで、ごみ全体の量がふえてきているという結果でございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 29年度、ごみの量がふえているというところは、どういう総括になっているのか。例えば生ごみの収集が多分途中でなくなった、29年か30年かちょっと定かでないんですけども、そういった村で取り組んでいたものがなくなったせいであるのか、もしくはやはり買い物の仕方、またごみの出し方がちょっと変わってきたというふうに捉えているのか、その辺どのようにお考えですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 生ごみの収集につきましては、8月ごろに一旦休止という形をとられていたかと思います。しかし、実施されていた地区が限られておりまして、村全体のごみの排出量から見ますと、決してその生ごみの収集が休止になったために極端にふえたという結果ではなく、夏場につきましては、例年どうしてもごみの搬出量が多く、その後下降傾向にあるのですが、やはり冬場になりましてまたごみがふえるといった流れでございます。1年間通しまして一番排出量が多いのは、やはり8月になります。その後、3

月ということになりますので、今月につきましてもごみ収集の件については注視していきたいと考えてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） ごみの排出量がどういったことでふえたかというのは、把握できる状態ではないと思いますけれども、これから黒川行政のほうでも処理、処分場を埋め立てしていく際に、どんどんまた埋め立てするところもなくなるというところでいくと、やはりごみの量は減らしていかなきゃないんだろうなというのは、すごく感じるころなんですね。そのことを一生懸命やろうとしている住民と、そうでない方との温度差が余りにも多くて、トラブルが発生しているのではないかなと思うのです。なかなか議場で事例など出すと、支障も出るかと思うのですけれども、某道路沿いにある集積場ですと、車の中からごみを投げていく姿を見られたりとか、そういったものが集積所で散乱して、多分担当課の方が行って掃除をしているということもあろうかと思います。そういうことを聞いていますので、やはりそういうトラブル、またせっかく自分は教えたのとおり、ごみを出したのに、収集してもらえなかったと。雑紙扱いではなくて、一般ごみ扱いにされて、普通のごみになったんだよというところでがっかりしている方に対して、やはり業者の言い分もありますし、出している方の言い分もあると思います。その辺担当課、間に入って、ごみを減らそうと努力している方、また150カ所という集積所の中、収集していただいている業者の方のことを考えながら、中に入ってうまくごみの収集また減量に努めなければならないと思うのですけれども、その辺見解としていかがですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 担当課としましては、やはりごみを出される住民の方と、あと150カ所を回られる収集業者、どちらの立場も十分承知しているのですが、ごく一部の集積所になりまして、やはりルールを守られていない出し方が多く見受けられます。その地区につきましては、衛生嘱託員並びに区長にももちろんご相談をしております、対応などを考えてはいるのですが、なかなか減らない状況でして、ルールを守っていただくにはどのような方法がいいかということで、昨日から無線放送も流させていただいております。無線放送でどのぐらい効果があるかというのは、今後検証していきたいとは思っております。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 3月のごみの排出量が多いのの一つに、転勤などがあるのではないかと

思うのです。部屋を引き払って移り住むときに、要らなくなったものを多分捨てていくのだろうなど。そういう姿もよく拝見していますので、そういうものの抑止として、また車の中、車上から、集積所まで道路沿いなので、ぼいと捨てれる状況にある箇所については、例えば防犯カメラ設置とか、防犯カメラを設置していますよみたいな札、そういったところをすることでも抑止できるのではないかなと思います。そういった取り組みをしていただければ、そういった問題のある集積所については改善できるのではないかと思います、いかがですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） 中には、防犯カメラ、監視カメラを設置中という看板を立ててはおるのですが、その立てている下に掃除機が捨てられていたりですとか、そういったケースもあります。集積所のほうにつきましては、この時期ですと、雪かき用のスコップの破損したものですとか、柄のついたまま捨てられていたりですとか、あるいは子供のかさですとか、大量に捨てられているというのが見受けられました。それにつきましては、1週間ほど喚起をしまして、ステッカーなり張って対応していたところなのですが、やはりなかなかそこからは回収されることがなかったものですから、村のほうとしまして回収をしてきているところでございます。

今後注意していただきたいと思ひまして、昨年4月に手数料の改定とあわせて、雑紙収集も始まりましたので、ごみの出し方について改めたパンフレットをお配りしているところなのですが、中にはその配ったパンフレットを既に捨てられているという方もいらっしゃいますので、そういった方にはお電話いただければ、こちらのほうでは差し上げたりということではしておりますので、無線放送を行ったきっかけで問い合わせがあれば、それにお答えしていきたいなというふうには感じてございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4番（佐々木春樹君） 担当課も苦慮しているというふうに私も認識しております。村長、ぜひ村長みずから先頭に立ってそういった指導に、村長は黒川行政事務組合ではそういった部門の担当理事でもございますので、ぜひ一緒にごみの削減に取り組んでいければと思っております。

地区計画拡大の進捗状況のほうですけれども、具体的な計画の案も今月ぐらいに示されるということですが、答弁を見る限りはおおむね良好というか、村の意思に沿って進んでいけるのかなと捉えているのですけれども、そういう認識で間違いはないか、もう一

度お願いします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今まさしくそういった住民の地権者といいますか、皆さんのご意見を伺いながらやっている最中でありまして、12月7日でしたか、地権者説明会を行っておると。あっ、12月17日です。ごめんなさい。地権者説明会を行っておりまして、19名の地権者の中の6名が出席されたという報告が入っておりまして、その後ですね、アンケート調査の今回収といいますか、回収したんですが、アンケート調査も回収させていただきました。まだ未回答者の方もおられますので、その連絡といいますか、確認をしているところでございます。そんなところで、今後うまくかみ合って進んでいけばいいのかなと思っているところでございます。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 説明会の出席者数はちょっと少なかったのかなと思いますけれども、今のご答弁でですね。回収率は7割を超えているということですが、出席していなかった地権者の方からもご回答いただいているという認識でよろしいのですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 回答をまだいただいていない方に連絡をとりまして、回答率といいますか、そういったものを上げるためというのもおかしいのですが、そういったことをやっております。

アンケートの結果であります。アンケートを回答された方の結果でありますけれども、その結果については、土地利用構想についてであります。沿道サービス、あるいは低層住宅について、皆さんどうでしょうかといった場合に、14人の方がよいと思うということで、これは回答された方の100%であるということでもあります。

それから、土地利用構想に基づき、宅地開発することはどうでしょうかとした場合に、これもよいと思う、やっぱり100%であります。で、12件で、先ほど14件といったのが12件になったんですが、それはなぜかと申しますと、自宅、その人以外、所有地でないのが2件あったので、ですから100%です、これも。よいと思うと。回答者の中の100%であります。

あと、それから所有する土地をどのように利用しますかと聞いた場合に、自分で利用する、使用するという人も1件あったようですが、大方の方は売却してもよいと。58%強ですね。7件ありました。あと、それからまだ具体的に決められないよ、それから

無回答の人も2件ありました。ということでございます。

あと、そのほかのご意見としては、構想段階からの自治体、大衡村であります、のかかわりを議員が質問されているように、自治体がかかわってほしいというご意見もあったそうでありまして、それから自己所有地を拡大区域に含めてほしいというようなお話もあったそうであります。そして、何よりも早い開発をか望むというのがあったというふうに報告を受けているところであります。以上であります。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） いろいろですね、開発に関しては、道路にしても、そういったものにしても、地権者の協力とか、地元の方々の理解というものが非常に進捗に大きく影響するんだろうなというところで、今回早目に地権者の方々に説明を丁寧にして、アンケートもそういった結果だということであれば、やはり住民望むように、早くそういう計画が進むように取り組んでいただきたいというのが民意なんだろうなと思います。

今後も、今構想を練っているところを早く青写真みたいなものを出して、地権者また近隣の方々のご理解をいただいて、早急に進めるようにしていただきたいと思います。いかがですか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） まさしくそのおりであります。そういうことを想定しながら、執行部としてもぜひ実現に至るようなそういった計画、そういったものを示して、スケジュールといいますか、そういったものも示させていただいて、できる限りの、村としてやるべきところについては、村でぜひやって、インフラの整備とか、そういったことにつなげてまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 通告順6番、小川ひろみ君、登壇願います。

〔13番 小川ひろみ君 登壇〕

13番（小川ひろみ君） 通告順位6番、通告に従い、一問一答により2件についてご質問いたします。

初めに、消防団防災対策の現状と課題についてご質問いたします。

消防団は、郷土愛護の精神に基づいて有志により組織されている村の機関であり、団員の方々はそれぞれの職業を持ちながら、水害や火災などの災害が起こったときに召集され、消防活動に従事する非常勤職員であります。地域の安全、安定の維持、確保に不可欠な組織でもございます。東日本大震災を初め、全国各地での地震や風水害など大規模災害が発

生した際には、多くの消防団が出動しております。

東日本大震災から間もなく8年になります。最前線に立ってさまざまな活動をされた方の言葉に、「想定外、未曾有の大災害というが、次の災害が起こったときには、これらの言葉が出ないよう行政も住民も備えなければならない」と防災、減災への思いをつづっております。

地域の防災力、消防団組織の充実は不可欠であります。現在の消防団の現状と今後の課題をお伺いいたします。また、本村における今後の方向性を伺いたいと思っております。

一つに、消防団の確保は全国的に喫緊の課題であり、地域密着や即時対応を行うためにも、地域で必要な消防団の確保が求められると思われます。団員の確保と勧誘はどのような方法で行っているのかを伺います。

本村の消防団は、現在10分団であります。少子高齢化などが要因で、地元での特に若い消防団員の確保には大変苦慮している状況であると考えます。再編成などを考えているのかもお伺いしたいと思います。

3番、今年度において、第6分団に消防ポンプ小屋が新築されました。軽トラック整備なども行われるようでありますけれども、どのような装備であるのかをお聞きいたします。また、今後他の分団への装備は、そして対応は、その件についてお伺いいたします。

4番、備蓄倉庫が整備され数年がたち、どのような管理体制であるのでしょうか。また、備蓄品のあり方はどのようなになっているのでしょうか。そして、非常食の管理はどうしているのかをお伺いいたします。

5番、前にも述べたように、消防団員は全国的に年々減少している状況であります。一方では明るい兆しもあり、それは女性消防団員の増加であると言われております。本村における女性消防団についてのお考えをお聞きいたします。

次に、役場バス停のあり方についてご質問いたします。

平成30年度予算において、村では役場周辺に隣接する市有地を取得しました。あっという間に建物が撤去され、木の伐採がされ、びっくりするほどの見晴らしとなりました。今後、どのような整備をしていくのか伺います。

また、現在のバス停は囲いがなく、利用者の方々から雪や雨、風のときなど大変との声を聞いております。行政として把握し、検討し、改修する考えがあるのかをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君） 小川ひろみ議員の一般質問にお答えしたいと思います。

消防団、防災対策の現状と課題についてということですが、1点目の団員数の確保と勧誘方法についてのご質問であります。団員数の現状としては定員200名に対し、150名台でここ何年かは推移しております。毎年何名かの団員は退団するものの、退団に見合う団員数が今のところ何とか補充されているというような状況にありますので、勧誘に当たっては、地区内の情報を広く持ち合わせている分団が主体となって勧誘を行っているのが現状であります。また、村としては広報紙や防火査察の際のチラシに団員募集の記事の掲載や、成人式におけるパンフレットの配布などで消防団活動を周知しております。

なお、消防団員を後方支援することを目的としたOB団員制度も取り入れておりますので、完全に十分とは言わないまでも、ある程度の分団の機能は確保できているのではないかなと、こんなふうに考えております。

次に、2点目の分団の再編、考えているのかというご質問ですが、消防団の経緯としては、昭和22年9月に警防団からの改組、組織がえといたします。により大衡村消防団が設置されました。当時は7つの分団で発足いたし、その後昭和32年3月に第8分団が衡下に増設、そして昭和35年6月には第9分団が松原地区に増設ですね。そして、第10分団が蕨崎衡東に増設され、現在の10分団体制となったものであります。その中でも一時期、第6分団においては、奥田地区ですかね、第6分団においては、団員の減少により活動も制限されましたし、分団の存続も危ぶまれた時期もありましたが、現在は分団の機能が果たせるまでに団員数はふえております。

しかしながら、団員数は150人台で推移している現状にあり、将来的にはどのように団員数が変化するのか、予測することは困難なことであります。これまでの70年以上の伝統をなくしてよいものかも考えなければならないことでもあります。なかなか分団の再編成について判断することは難しいのではないかなと、こんなふうに考えているところであります。

次に、3点目の軽消防車の他分団への対応はということですが、平成30年度において防衛施設周辺整備調整交付金を活用して、第6分団に消防ポンプ小屋と軽消防車両の整備を行っております。この事業は、以前の一般質問でも答弁しているように、今後可搬ポンプを運ぶ軽トラックを保有しない分団が出てくるとも想定されるため整備を行ったものであります。なお、平成31年度は調整交付金の配分の関係で当職予算には計上できま

せんでしたが、今後も調整交付金を活用し、計画的に整備していきたいと、このように考えております。

次に、4点目の備蓄品のあり方と非常食の管理に関するご質問であります。備蓄倉庫は平成26年度に国の元氣臨時交付金基金を活用し整備したもので、それまでは車庫や日赤の倉庫、この庁舎の裏のほうにあったわけであります。その辺などで分散して管理していたわけですが、平成26年度にその元氣交付金基金を活用して整備し、今福祉センターの裏の大きな倉庫、大きいといいますか、倉庫で、1カ所で管理しているところであります。

現在は給水タンク1基、そして給水袋2,600枚、発電機3台、投光機つき発電機1台、毛布197枚、マットレス35枚、タオル600枚等々の防災資器材と、その他非常食としては保存期間がそれぞれ5年の乾パン、アルファ化米を保管しております。これらの備蓄品で災害が発生した場合対応していくわけではあります。今後とも状況を見ながら、防災資器材等の補充を行い、災害対策、対応を万全のものにしていきたいと考えているところであります。

次に、5点目の女性消防団の考えがあるのかというご質問であります。できることならば女性、今まさに日本国中が女性の活躍社会ということをやっているわけであります。できることならば編制したいという希望は、私のみならず議員の方々も、あるいは村民の方々も、ひとしく思っているところであろうとは思います。

しかしながら、この人口の少ない本村の現状を見た場合に、なかなか難しいのではないかななどとも考えております。小川議員も女性の立場で、女性の議員でも団員にはなれません。大和町の平渡議員もやっておられますけれども、県の消防協会長までやっておられる方ですので、どうか小川議員も先頭に立って、では女性消防団の結成に、ぜひご尽力をいただければというふうにも、まあこれはちょっと余談になりますけれども、と思うところであります。

ということで、なかなか難しいのではないのかなと、こんなふうに思っているところでありますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げて、1問目の質問に……。

議長（細川運一君） もう1問あります。バス停の件。

村長（萩原達雄君） あっ、失礼いたしました。大変失礼しました。

次の質問、役場バス停のあり方ということについての答弁をさせていただきます。

初めに、取得した土地の今後の利用計画についてのご質問であります。役場周辺の村

有地は、現在各種行事等の臨時駐車場として活用しており、特におおひらふるさと祭りの際は多くの人出があり、小学校校庭まで駐車場として利用している状況にあります。このような状況から、当面は駐車場としての利用を考えてはおりますが、将来的には周辺の村有地も含めた今後の土地利用について模索してまいりたいと考えております。

次に、バス停の改修についてのご質問であります。役場前のバス停は万葉バス5路線、駒場線、仙台行き高速バス2路線の停留所として活用されており、利用されております。平成28年には宮城交通でバス停の上屋を設置していただいております。

今回、ご質問にあります大変だというご意見は、村や宮城交通へは直接いただいておりますが、その隣接する民有地が更地となったことから、風雨の影響もこれまで以上に受けるものと思われ、既存の上屋を改修できないかどうかを検討はいたしました。構造上、直接あの上屋に囲いを添架することは構造上難しいとのことでしたので、そのほかの方法で何らかの風よけができないかどうか、利用者の方のさまざまなご意見を頂戴しながら検討してまいりたいと、このように考える次第でありますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 答弁の中で、団員の現状としては、今200名の定員に対し150名で推移しているところでございましたけれども、分団による人数の偏りなどはないのかお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 当初は1分団20名という定員の中で、10分団ですから200名ということだったのでありますが、現在は、偏りが無いとは言えません。20名を超えている分団もあるし、あるいは大きく割り込んでいる分団もあるということでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 団員の補充もされているということで、やはりその分団によって偏りもあって、少ないところもあるという答弁であると思うのですが、今はやっぱり少子高齢化ということがありまして、そのところは顕著に本当にあらわれているのではないかなと思っております。

そしてまた、サラリーマン化している現状を把握して、団員になってもらったものの、やはりなかなか訓練などそういう活動にも参加できない方々がいらっしゃると思うのですが、そういう方の取り扱いはどのようにされているのか、お伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 各分団で何ていいますかね、例えば年間普通の出番といいますか、そういったものが仮に20回あったとしたら、確かにその20回とも出てきてくれる団員、それからあるいは5回ぐらいしか出てこない団員も多分おられるのではないかなと、これはあくまで私の推測であります。がしかし、ただそれだからといって、そのことについてとやかく、まあ話題に上ったことも今まではなかったわけでありまして、その辺どうなのかな。やっぱり消防団に入団している方々のいろいろな事情、モラル、そういったものもあるし、いろんな要因があるんだろうと思いますが、村として、だからどうのこうの、早い話勤務評定をつけるとか、そんなことまでは、まだといいますか、そういうことはこれまでもしていなかったわけでありまして、その分団の自主性に委ねるといいますか、そんな感じで今推移しているということでご理解をいただければと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり現状の人員の適切な把握ということは、行政としても大切なことだと思います。中には、なかなか本当に一、二年とかできなかつたりする人たちもあると思うのですけれども、そういうときに休団制度ということを出している自治体がございます。やはりそういうことを見て、そういうところに倣って、休団制度ということをしきんとした上で、団員の人員確保、それぞれ皆さんが平等できちんとした形になるようなことをしていくことも、一つの方法であるのではないかと思います、お伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 休団とは休む団と書くのですか。そうですか。休団制度、今初めて私お聞きしましたので、これは何とも言えませんが、そういった、あつ、そういうこと本当に現実的にある可能性はあります。というのは、某分団の分団長が、いやいや、某分団ですから名前はわかりませんよ。分団長が遠くに転勤になったということで退団されたというお話を聞きました。そういった場合に、やっぱりそういった休団制度みたいなのがあれば、転勤がとけて帰ってきたときにまた入るというような、そういうこともできるのかなと今直感的に思ったものですから、休団制度というのを初めて聞いたものですから、それ以上のお答えはちょっと私はできないと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 村として広報紙や防火査察、また成人式などについてパンフレットやそういうものを配布し、団員の募集をしているという答弁でございます。今月から、大衡の

この広報紙にQRコード、18ページに示されました。早速私も読み取りましてホームページにアクセスしてみたんですけども、大衡村のさまざまな情報が検索できました。その中には、自衛官募集の広告はありませんでしたが、消防団員募集の広告というか、そういう宣伝というか、そういうところの検索は探すことができませんでした。

今の若者は、紙ベースで見るよりも、スマホでの検索で情報を得ている方々が非常に多いと私は思っております。やはりぜひ消防団募集の項目を文字だけではなくて、写真を使ったものや、そういうものも使ってもっと広く募集していくのも一つの手立てではないかと思うのですけれども、村長のお考えをお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 実際にその業務を担当しております総務課長のほうから答弁させます。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） そのQRコードの連携先に消防団員の募集の項目がなかったということとありますけれども、その点につきましては、これから早速リンクができるようにしたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 消防団の実態とか、火災対応以外での重要性ですね。消防団の実態とか、火災対応以外での重要性を住民に十分周知することは、これからとても大切なことだと思います。その中で、地域での必要な団員をふやすためには、もう一つの手立てとして、防災士をとれるとか、防災士の資格をとれるということをやってみることも一つの手だと思います。それで、私もちょっと調べてみたのですけれども、防災士は消防団員だと受講料4万9,000円に対し、半額になる2万4,500円でその受講ができるということとあります。そういう部分もありますので、こういう部分もうたったり、あと自治体によっては、その3分の1の助成をしたり、交通費や宿泊費まで補助している自治体もございます。こういう手立ても必要かと思いますが、村長の考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。村長と言っていますので。

村長（萩原達雄君） いやいや……。小川議員、いろいろ消防、防災に造詣の深い議員でございまして、なかなか勉強されていると思います。実は私はよくその辺について情報わかりませんが、しかし今のお話を聞くと、消防団員の職務、任務のほかに、消防団に入団すれば、いろんな特典というのはちょっとおかしいかもしれませんが、いろんないいこともあるんだというようなことをPRしなさいと、こういうお話だと思いますので、そういうことも

含めて、今後ただいま総務課長お話しされたように、そういったこともすぐに出てくるような、そういったシステムを構築してまいりたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 本村ではやはり10分団の編制というのですか、いろいろな22年9月の警防団から、いろいろな組織が増設されて、今現在は10分団の編制に至っているとの答弁でございました。やはり昭和30年代は大衡でも人口が現在よりも多いと私は推測するのですが、そしてまた家業をやっている方が多かったと思います。先ほども申したように、今はサラリーマン化というか、家にいらっしゃる方がなかなかいないという現状を見ますと、団員の皆さんとこれから後々ですね10年後、15年後というか、そういう部分を考えたようなものを協議していくことの必要性というのは、私大切になっていくのではないかと思うのですけれども、その辺はどのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 本当に大変だなと思っています。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） それとともに、そのところもした後で、第6分団に消防ポンプ小屋と軽消防車両の整備を行っております。この軽消防車の整備というのは、軽トラックがなかなかなくなるということで、ほかの人が持たなくなっていくということで、事業としてやっていくものだと思っています。今回いただきました事業計画の中でも、小型動力ポンプ付軽積載車、消防ポンプ小屋積載車対応整備事業というのがございます。この事業は10年間のものになっています。やはりこれは10分団を見越してのこういうもの、軽トラックに乗せられるような設備、小型動力ポンプ付の積載車を乗せたような軽トラックをきちんとした整備をする考えを想定してうたっているのかをお尋ねしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 基本的には、防衛の調整交付金を想定といいますか、活用して整備したいと考えておりますが、10年間で、では10分団ですから、全部そろうのかという、そういった単純なことではございませんので、だからそうすると31年度も、ではどこかの分団に配備するのかと、そういう単純なものではございません。とにかく全分団に行き渡るようになるまで、それは何年かかるか明言することは、ちょっと控えさせていただきたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） ここで休憩いたします。

再開を2時15分といたします。

午後 2時04分 休憩

午後 2時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 6分団に小型動力ポンプ付軽積載車の導入がされたわけですが、この経費、例えば燃料代、軽自動車税、車検など必要経費ですね。村での負担だと思われますけれども、その積算はどのぐらいと考えているのかお尋ねいたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） それら維持管理に関する経費は、当然村負担になるものでございます。

まず、燃料費につきましては、軽トラックでございますから、そうですね、ガソリン代として年間3万円ぐらいかなとは思っております。ただ、税金関係は村所有になりますから、こちらは無税ですね。税金はかからないということであります。あとは、車検費用、2年に一遍の車検ということになります。その際には、約になりますけれども、10万円ぐらい車検費用はかかるのではないかと考えてございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはりこういうものを導入すれば、必要経費というのはかかるものであって、まず6分団にしたということで先ほど答弁でもあったように、もし10分団にしたら、それ掛ける10という、何年かですね、事業によって何年かかるかわからないけれども、そこで10分団に全部するようになったら、これの10倍の経費がかかると見てよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 単純に言えばそういうふうになろうかと思えますけれども、車検のタイミングですかね。そういったものが多分ずれるケースもあると思えますので、それがマックスで見ればそういうふうになろうかと思えます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） ところによってというか、5分団によっては、ここにある消防自動車があるわけで、そこには結局その経費というのは別な形でこの経費がかかっていると思うのですが、こういう軽トラック付の積載車がなくてもいい部分には、今簡単に誰でも

操作ができる消火ホースキットという設備というか、そういうものを導入している自治体がございます。そちらは約50キロぐらいですか。私の体重ぐらいでしょうかね。そのぐらいの大きさなんですけれども、アルミ製であります。高さが135センチ、幅66.5センチ、奥行き67.5センチというもので、台車付のものになっております。やっぱりそういうものの導入も一部考えて、全部が全部このようなものでなくてもいいのではないかと思いますけれども、見解をお伺いいたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） まず、この事業の発端といいますか、それにつきましては、先ほど村長からも答弁ありましたように、将来的に見れば、軽トラックを保有しない分団も出てくるのではないかと、そういう危惧されることから、今回防衛の交付金を活用しまして整備したものでございます。

議員おっしゃいます消火ホースキットというものが、運ぶのであれば当然軽トラック等での運搬になろうかとは思いますが、そういったことを考えれば、どっちにしても運搬する用具といいますか、そういうものが必要になってくるのではないかと思うところではございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） いろいろな経費のかかるものでございますので、導入に当たっては、いろいろな皆さんのやはり本当に消防団、この方々が使われるものでありますので、ちゃんとした動向、そしてニーズを踏まえた上でいろいろしていただきたいと思っております。

次に、備蓄品のあり方と非常食の管理ということでご質問いたします。備蓄品としての非常食の消費期限管理、数量の棚卸、そういうものはどのようにしているのか、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 備蓄品の賞味期限といいますか、そういったものがございますので、そういったものは、各地区の例えば防火防災訓練、そういったところ、開催された折にですね、あるいは村の防災訓練等々において、そういったものを何といいますか、使い切るというものもおかしいのですが、そういったことで対応しております。そして、新しいものは順次更新といいますか、新しいものに更新していくというふうになっているところでありますが、今後もそういったことでその消費期限等々を、ちゃんとしたチェックをしながら対応してまいりたいと、このように考えております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 現在の管理している、保管している物を答弁いただいたのですが、私は粉ミルクや大人用おむつ、子供用おむつなども必要と思っているので、答弁にはなかったのですが、そのようなものも備蓄しているのか伺いたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 粉ミルク、おむつ等につきましては、備蓄していない状況でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり8年前の地震のときも、大衡村でも粉ミルク、おむつ、お母さん方はとても苦労したとお聞きしております。その部分をどのように考えているのか、伺いたします。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 以前、8年前の東日本大震災の際には、支援物資として粉ミルク、あるいはおむつ等をいただいております。それらを活用して必要な方に配分をしている状況でございます。それらにつきましても、内容を検討して配備が必要なものであるかどうか、こちらを考えていきたいと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり大衡村、子育て施策をとめているということやうたっておりますし、どうしても高齢化になることは否めない事実であると思っておりますので、おむつですね。そういう部分というのは、ある程度といっておかしいですが、想定する数を用意するのがいいのかと思います。

また、一番困ったのはトイレという部分もあると思います。そういう部分で、今は組立式の簡易トイレなどもありますので、そういう部分の備蓄も考えてはと思いますが、どのようにお考えでしょうか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 簡易トイレでございますけれども、非常用のものとして22基備蓄している状況でございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 簡易トイレ、きちんと準備しているということで安心いたしました。

それで、5点目の女性消防団の考えはということでお尋ねいたします。やはり消防団と

というのは、男性の活躍の分野のイメージというのも強いというふうに私も思います。私は女性消防団ということで伺いましたけれども、消防団でなくても、女性消防団員として認めていく方向性がこれからは強く求められると思われます。地域は地域で守っていく気持ちの大切さを示すべきだと思いますけれども、村長の考えをお伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 先ほどもこれはお答えをいたしました。それに尽きるわけでありますが、今まさに先ほども申し上げました女性活躍社会を、キャッチフレーズみたいな形で、今日本中が大きな声を出して叫んでいるところであります。そんな中でありますから、やはりそういったことが本村でもできるのであれば、それはそれとしてこんなにいいことはないと私は思います。

がしかし、先ほど言いました、人口の少ない本村の現状を見た場合、なかなか難しいのではないのかなと実際は思っております。それは村で、女性消防団つくるからといって、女性を募集してどうのこうのというふうにした場合は、それはつくれるかもしれません。しかし、継続するのはなかなか大変ではないのかなと思いますので、あくまでも女性の皆さんが自主的にそういったことをやるんだという意気込みでもって、ぜひ引っ張ってほしいなと思いますので、小川議員からもその辺よろしくお願い申し上げたいと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり女性消防団員の存在や活動は、災害時には高齢者や女性、子供に対してのソフトな細やかな気配りといいますか、そういう部分の配慮ができると私は思っております。避難所なんかに行ったときには、男の方になかなか言えないことを言ったりとか、そういう部分。そういう部分で、大衡村では防火クラブという組織がございます。そちらも、なかなか人が高齢化になっているということもございますので、防火クラブという組織の中の若い方々に、消防団員になっていただくというような試みをする 것도、一つの手立てではないかと思いますが、お伺いいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） もちろんそうなればいいんですよね。ですから、女性消防団というよりも、有事の際に婦人防火クラブ、あるいはボランティア友の会等々、そういった女性の団体もありますので、そういった方々に活躍していただければ、わざわざ女性消防団を結成するとかそういった、わかりますよ、言っている意味はわかるんですが、だったら女性が婦人

防火クラブにも入らなきゃない、女性消防団にも入らなきゃない、ボランティアにも入らなきゃない、もう1人何役もやっているわけですから、ですからそれはちょっと何と申しますか、難しいのではないのかなと。先ほどからずっとこれ私言っているのですが、言ってもまたご質問されるということでもありますので、何かどうも堂々巡りをしているような感じもするわけでもありますので、どうかよろしく理解していただければと思います。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 次に、バス停の改修についてご質問いたします。

答弁の中に、平成28年度に宮城交通のほうでバス停の上屋を設置していただいたということでした。これは、何であのような形だったのかなというのが私の中ではちょっと疑問だったわけなんです。そうしたら、やはり村でしたのではなく、村にもいろいろ皆さん、議会のほうでもいろいろとバス停のあり方とか、こういうものが欲しいということを議会の中でもお話ししたと思います。その要望が、なかなか結局そちらには伝わらなかったんだろうなと受けとめました。

仙台市では、透明の亚克力というか、そういう部分で、企業の宣伝広告を書いたような部分で、企業の広告宣伝を求めた上でのバス停のあり方というのがあると思うのですがけれども、大衡でも企業が進出しております。そういう中で、そのようなことをお願いするとか、広告宣伝ですか、そのような形でバス停を、結局新しくここが開けたような形になってきましたので、そういうことで考えるのも一つの手立てではないかと思いますが、お尋ねいたします。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） これ、本当に平成28年に宮城交通でバス停といいますか、あれを設置したわけでありまして、村としてそれをお願いしたという経緯ではございませんので、その際に、上から降ってくる雨をしのぐという、そういった形の中で設置したと私は理解をしているところであります。

そんな中で、つくればつくつたで、もっとこうしてほしい、ああしてほしい、そういった要望は出てくるのが当然でありますので、ただ今回、今民有地、民家も更地になりました、さらに風当たりもちょっと強くなってくるのかななんて思いながら、今心配しているわけでありますから、その辺この民地の、今度取得する民地の状況等々も勘案しながら、今後どういったやり方で、バス停の位置も含めて検討していかなければならないと思っていますので、今のバス停が未来永劫あそこにあのバス停だというくくりでもって考えるの

ではなくて、民地も取得するわけですから、その中でバス停の移動ということも十分考えられるということでもありますので、今すぐあそこをどうこうするという、そういった考えではございませんので、よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） 昨年29日に大雪が降りました。またその後ことは雪が少ないので、余りそういうあれもなかったんですけれども、たまたま私が年明けてすぐに高速バスに乗りまして、いつも使っている方、毎回通勤に使っている若い女性の方とお話ししました。やはり雪降ったときに40分、60分のバスがおくれたそうです。そうしますと、風がとても強くて、もう体中雪だらけになってしまった、とても大変なんだ、ここでは本当にこういうところなんですかと言われて、私もそれには答えることができませんでした。

また、時間帯によっては、混雑するバス停にもなっています。朝の時間帯には高速バス、あと村内の高校生が乗る私立のスクールバスですね。それぞれがやはり役場駐車場にとまっている状況であることも見ております。そういう状況を見ると、やはり村長が今申しましたように、この取得した部分を、バスターミナルのような構想があるのか、またどのような構想を持っているのか、今思い描いていることをお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 大和町の役場裏でしたか、にはバスターミナルといいますか、がございすから、あんなに本格的なバスターミナルというわけには行きませんでしょうけれども、今回取得する民有地も含めた、あるいはさらにその向かいにもございますね。そういったところも含めて、やはりバスの転回場といいますか、そういったものがあれば、今の質問の中にあるバス停のふぐあいというのですか、そういったものも解消されるのかなというふうに私なりには考えております。したがいまして、あそこの道路ですね。今道路1本真ん中に入っているようになっていますね。あれを、だから要らなくなる可能性ももしかしたら出てくる。将来的にですよ、見た場合に。ですので、その辺も含めて十分に検討を重ねてまいらなければならないのかなと思っております。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

13番（小川ひろみ君） やはり交通機関を使って、唯一仙台に一本で行けるアクセスというか、そういう部分になっているのが、このバス停でもありますので、これからの方向性はとても大事なことになっています。やはり村外の方がここにいらっしゃるとき、また出張でいらっしゃるとき、そういう部分、企業の方々、やはりそういう部分の方々が来てみて、と

てもすばらしいと思えるものにしていただきたいと思いますので、ぜひそのようなことを考慮しながら、村長の今の答弁にあったようなものをつくっていただきたいと思います。答弁は大丈夫です。

議長（細川運一君） 答弁は必要ないということですね。

これで一般質問を終わります。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第4 諮問第2号 人権擁護委員候補者の推薦について

議長（細川運一君） 日程第3、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてと、日程第4、諮問第2号人権擁護委員候補者の推薦についてを一括議題といたします。

議案の朗読をさせます。議会事務局。

議会事務局（高橋吉輝君） 議案書1ページをお開きください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住 所 大衡村大衡字八幡36番地

氏 名 中川さき子

生年月日 昭和30年9月13日

平成31年3月5日提出

大衡村長 萩原達雄

次のページをお開きください。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求めます。

住 所 大衡村大衡字五反田6番地2

氏 名 渡邊礼子

生年月日 昭和27年5月13日

平成31年3月5日提出

大衡村長 萩原達雄

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君）　ここで、提案理由の説明を求めます。村長、登壇願います。

〔村長 萩原達雄君 登壇〕

村長（萩原達雄君）　諮問第１号並びに諮問第２号、人権擁護委員候補者の推薦についてのご説明を申し上げます。

人権擁護委員４名のうち、平成31年６月30日をもって３年間の任期が満了する２名の委員について、候補者として推薦をいたすものであります。

諮問第１号の中川さき子氏は、昭和30年９月13日お生まれの63歳であります。中川氏は昭和51年に宮城県福祉事業団に入職されて以来、平成18年に退職されるまでの30年間、障害福祉業務に携われてこられました。また、平成22年４月から現在まで、村の保健活動推進員、そして平成26年４月からは大衡村社会福祉協議会の第三者委員を引き受けていただくと、本村の保健衛生並びに社会福祉向上に多大なるご尽力をいただいているところであります。

平成28年４月から１期３年間、人権擁護委員として常に鋭意研究され、熱意を持って活動を重ねられ、人権思想の普及に邁進されておられます。

次に、諮問第２号の渡邊レイコ氏は、昭和27年５月13日お生まれの66歳であります。渡邊氏は、平成21年12月に大衡村役場を退職するまでの36年間、大衡村に奉職されました。その間、保育士として13年間、幼稚園教諭として７年間勤務され、その後福祉行政、議会事務局、教育委員会の役職につかれ、本村の発展に貢献されるとともに、特に子供たちの健全育成のためご尽力をされました。

お二人とも、地域住民からの信望も厚く、温厚誠実で社会的経験も豊富な方であり、人権擁護委員適任者として推薦いたしたく存じますので、何とぞお認めをいただきますようお願いを申し上げまして、提案の理由とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

議長（細川運一君）　これより質疑に入ります。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、討論を行わず、直ちに採決いたします。これにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君）　異議なしと認めます。したがって、これより諮問第１号、人権擁護委員候

補者の推薦についてを採決いたします。

本案の被推薦者である中川さき子君を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問の中川さき子君を適任として答申することに決定をいたしました。

次に、諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決いたします。

本案の被推薦者である、渡邊礼子君を適任と認めることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、諮問の渡邊礼子君を適任として答申することに決定いたしました。

日程第5 議案第2号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第5、議案第2号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 議案書につきましては、4ページをごらんいただきたいと思います。

新旧対照表につきましては、1ページでございます。説明につきましては、新旧対照表をもとにご説明を申し上げます。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

今回の改正でございますけれども、第8条に第3項として時間外勤務に関して必要な事項は、規則委任する条文を加えるものでございます。この件につきましては、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律の制定によりまして、時間外勤務の上限が設定されてございます。これにあわせまして、国の人事院規則が改正されますので、国の規則に準拠し、勤務時間条例を改正するものでございます。

なお、施行日につきましては、4月1日からでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）

り) 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 大衡村特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第6、議案第3号、大衡村特別会計条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案第3号についてご説明申し上げます。

議案書については6ページ、新旧対照表では2ページをごらん願いたいと思います。説明につきましては、新旧対照表でご説明を申し上げます。

大衡村特別会計条例の一部を改正する条例でございます。

現行条例の第1条第5号及び第2条を削除するものでございます。この改正につきましては、ご存じのとおり、塩浪地区の宅地造成事業が終了いたしましたので、関連する条文を削除するものでございます。

議案書6ページに戻っていただきまして、附則でございます。施行期日でございますが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

経過措置といたしまして、平成30年度の決算により生じた剰余金については、平成31年度の一般会計の歳入に編入するものとするものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 4 号 大衡村税条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第 7、議案第 4 号、大衡村税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（大沼善昭君） それでは、議案書 7 ページをお開き願います。

議案第 4 号、大衡村税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

次のページが議案第 4 号別紙でございます。別冊の条例改正に係る新旧対照表に基づいてご説明いたします。

条例改正に係る新旧対照表 3 ページをお願いいたします。

今回の改正は、平成31年10月から自動車取得税は廃止されまして、環境性能割の導入に伴う改正でございます。日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲の特例を加えるものでございます。

附則第15条の 2 の 2、日本赤十字社が取得する三輪以上の軽自動車のうち、直接事業の用に供するもので、次の各号に該当するものに対しまして、軽自動車税の環境性能割を課さないものとするものでございます。第 1 号は巡回診療、または患者の輸送の軽自動車、第 2 号は血液事業の用に供する軽自動車、第 3 号は救護資材の運搬の用に供する軽自動車、が環境性能割を非課税とするものでございます。

次に、附則第15条の 3 に次の 2 項を加えるものでございまして、2 項は、前項の規定により減免すべき減額は、県知事が自動車税の環境性能割を減免または課税免除する自動車の例によるものとするものでございます。

第 3 項は、第 1 項の規定により、軽自動車税の環境性能割の減免を受けようとする者は、県知事が自動車税の環境性能割を減免または課税免除する自動車の例により減免の手続を行うものでございます。

議案書 8 ページの附則でございますが、第 1 条の施行期日につきましては、平成31年10月 1 日から施行するものでございます。

第 2 条の軽自動車税の環境性能割の経過措置につきましては、この条例の施行の日以降に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用す

るものでございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 大衡村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例
の制定について

議長（細川運一君） 日程第8、議案第5号、大衡村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。教育学習課長。

教育学習課長（八巻利栄子君） では、議案書10ページをごらんください。なお、新旧対照表は5ページでございます。

大衡村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例の一部を改正する条例につきまして、第9条、第17条及び第21条の教育学習課を学校教育課に改めるものでございます。

これにつきましては、教育委員会の機構改革に伴う改正でございます。機構改革につきましては、これまで教育学習課1課で教育総務係、生涯学習係として所管していたものを、平成31年4月1日より学校教育課と社会教育課の2課に分け、職務の効率化を図ることを意図するものでございます。

なお、施行日は平成31年4月1日からとなります。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第9、議案第6号、災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。健康福祉課長。

健康福祉課長（残間文広君） それでは、議案書12ページ、新旧対照表につきましては6ページをごらんいただきたいと思います。

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例です。こちらの改正の理由でございます。こちらにつきましては、災害救助法の適用を受けることとなった災害が生じた場合に適用となります災害弔慰金、災害見舞金、災害援護資金の貸し付けという制度がございます。そのうち、災害援護資金の貸し付けにつきまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正、あと政令の改正がございましたので、こちらに伴いましての条例改正でございます。これらの法令等の改正の内容でございますが、まず第1点は、これまで法令等で保証人を立てることが義務づけられておりましたけれども、こちらにつきましては、さきの東日本大震災の特例に倣いまして、保証人を立てることの義務化が削除となったもので、市町村の条例に委ねられたものでございます。それらに伴いまして、貸付利率もこれまで3%ということでしたが、こちら市町村の条例に委ねられたものでございます。

あともう1点が、これまで貸付金の償還については、年賦償還、半年賦償還でございましたが、こちらに月賦償還が加えられたということでございますので、今回条例の改正をするものでございます。

新旧対照表に基づきまして、改正内容をご説明申し上げます。

第14条第1項でございます。こちらは追加規定でございまして、災害援護資金の貸し付けを受けようとするものは保証人を立てることができる旨の規定を定めたものでございます。

第2項につきましては、改正前の第14条第1項を第2項として、災害援護資金は保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は、据え置き期間中は無利子とし、据え置き期間経過後は、その利率を、延滞の場合を除き年1.5%とするものでございます。

第3項につきましては、追加の規定でございます。こちらにつきましては、保証人の規定を、連帯保証人というふうに定める規定でございます。

第15条第1項につきましては、先ほどご説明申し上げました月賦償還を追加するものでございます。

第3項につきましては、法例で保証人が削除されたことによりまして、文言の整理と政令の……、失礼しました。改正前の政令第8条が削除されたことによりまして、条ずれが生じたことによります条番号の整理でございます。

議案書に戻っていただきまして、施行期日でございます。

第1項が平成31年4月1日から施行するものでございまして、第2項は経過措置で、この条例の施行の日以後に生じた災害から適用するというような規定でございます。

説明につきましては、以上です。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第7号、大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（早坂紀美江君） それでは、議案書につきましては14ページ、新旧対照表につきましては、8ページになります。

大衡村心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例につきましては、条例第2条は心身障害者の定義規定で、第1項第2号を改正するものであります。改正内容は、条文中の字句の修正と精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級の交付を受けている方を新たに加える条例改正となります。

こちらの医療費助成事業につきましては、宮城県の補助金交付要綱により2分の1補助されるものであり、県の要綱につきましては、施行日が平成31年4月1日から、適用が平成31年10月1日となるものでございます。村の条例改正につきましては、施行日が平成31年10月1日からとなります。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について

議長（細川運一君） 日程第11、議案第8号、平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 議案書は15ページになります。合わせまして、別紙の議案説明資料の図面のほうでご説明申し上げます。

初めに、議案書15ページをお願いいたします。

議案第8号、平成30年度奥田大森線改良舗装工事の請負契約の変更について、平成30年6月29日一般競争入札に付し、同年7月10日、議会の議決を得、株式会社松川土木と契約施工中の上記工事内容に変更が生じたため、下記のとおり変更契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1. 契約の金額 変更前9,126万円

変更後9,742万8,960円

変更後の契約金額につきまして、2月22日、工事請負変更契約の仮契約を締結しております。

続きまして、別紙の議案説明資料を図面のほうで、工事の概要及び内容等についてご説明を申し上げます。

まず、工事の概要ですが、施工延長は410メートルになります。主な工事内容といたしましては、車道の表層舗装面積で3,150平方メートル、路床置換工として2,220立方メートル、歩道の表層舗装面積で1,020平方メートル、そのほか土工、法面工、管渠工、側溝工、取付道路工、道路付属物工など記載のとおりとなっております。

工事の施工場所につきましては、大衡村大森字脇繰地内、工期につきましては、平成30年7月11日から平成31年3月28日までとなっております。

今回の主な変更理由につきましては、1つ目といたしまして、道路の盛り土分におきまして、当初設計では全量現場から発生する転用土の設計としておりましたか、発生土の一部におきまして、土質試験の結果転用不可となったことから、購入土及び残土処分の数量が増となったものでございます。

2つ目に、施工箇所の起点側、カーブ付近のところで既存舗装とのすりつけの関係で、歩道部の舗装面積が増となったものでございます。

3つ目に、現場の発生材のコンクリートのがら処分が見込み数量よりも実績で増量となり、増額となったものでございます。

4つ目に交通規制箇所の増加に伴い、交通誘導員の配置計画を一部区間の期間におきまして、2人から3人の配置に見直したことによりまして増額となったものでございます。

以上のことから、請負金額を616万8,960円増額し、請負金額を9,742万8,960円とするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。文屋裕男君。

6番（文屋裕男君） この奥田大森線の改良舗装工事、4年間にわたってやっていただきました。本当にすばらしい道路となっております。この区間は、道路の幅が狭かったもので、大型自動車がすれ違えないという状況であったわけなんですけれども、今回のこの改修で、ほとんどの車がすれ違えるような広さになって、本当にすばらしい道路ができ上がったと私も思います。

しかも、その道路が余りにもよ過ぎるために、これまで40キロだったところが、50キロに格上げになったと、それぐらいすばらしい道路になったわけでございますけれども、実は私たち一番危惧しているのは交通事故なんです、こうなってくると。それで、これは確かに村の仕事ではございません。前にもこんなこと私言ったことあるんですけども、できれば住宅地付近のあたりは追い越し禁止区域にさせていただきたいという要望が住民の中からたくさん出ております。これは村でするものではなく、交通安全協会のほうに行かなきゃないということは重々わかっておりますけれども、その辺について村のほうでもぜひ警察へ出向いていただいて、そういうことを要望していただきたいなというふうに私なりに考えることでございます。

それからもう一つ、この図面には出てきませんが、3年目ですか、1年目、2年目、3年目ですか、3年目か、ころに行った工事の中で丁字路があるわけなんですけれども、その丁字路のところに広く村の道路の敷地が残ったわけなんですけれども、その再利用、部落で考えませんかという話が出てきたわけなんですけれども、なかなか部落の人たちも、その残地を利用するというようなことが出てきませんで、そのままの状態です。また、そのすぐ近くにある、すぐそばにある建物の入り口のところは、全部舗装をはがして、今は砂利の道になっております。聞くところによると、そこは一般財源でやらなきゃないということで、ここは舗装できないという最初のお話でございました。しかし、そこは舗装するという前提のもとに、村道だった舗装をはぎ取ったわけなんですよね。ですから、その分については、やはり舗装としてやらなければならないのかなと、住民にもそのように説明してはがしたわけなんですから、それもそういうふうにやらなきゃならないのかなと私なりに考えるんですけども、その辺の考えを少しお伺いしたいなと思います。

議長（細川運一君） 変更契約に関連する質問ということで、まず最初に都市建設課長から答弁をさせます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） まず、1つ目のご質問で、もともと40キロだった速度規制が50キロになってということで公安委員会のほうで措置されたと。その内容について、追い越し禁止ということでご要望があったという部分につきましては、ご意見として承りまして、公安委員会当局とも情報交換はさせていただきたいと思います。

あと、2点目の集会所の前の丁字路のところの残地ですね。道路の残地の部分のところにつきましては、今ご指摘のとおり、舗装をはいだままの状況で、未舗装の部分が一部区

間あるという部分につきましては、今後の管理の部分のところもございますので、その辺も含めて検討してまいりたいと思います。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

6 番（文屋裕男君） きの中の一般質問で、幼稚園の跡地のことでいろいろ出てきて、村長の答弁の中に、施設の中を改修するに当たり、お年寄りの方たちが寄って、お茶飲みでもしようというところもあってもいいのかなというようなお話でございました。私もそれ、大変いいことだなと思って聞いていました。

やはり今、部落の中でもひとり暮らしの方が多くなってきて、お年寄りがひとりぽつんとうちにいる方もいらっしゃいます。そして、話し合いをしたいと言っても、やはり今も 1 億人が皆働いている時代ですから、うちでのんきにお茶飲みをする若い人たちは、ほとんどいないわけなんですよ。

ところが、そういうお年寄りの方々というのは、やっぱりどこにも行くところがないから、どうしてもうちの中で孤独になって 1 人でいるというような方が数人私の身の回りにもいらっしゃるわけなんですけれども、私らはそういう人たちに、あの残地を使って、何かお茶飲み場でもいいからつくって上げられないかなという構想を持っています、今。それを今 3 人でその構想を練っているわけなんですけれども、そういうものに使って、あそこを皆さんが気軽によれるような、そういうような施設を自分たちの手でつくって、自分たちで管理して、村に一切迷惑をかけないようにしてやるということであるならば、あの辺を使わせてもらっていいのかなと私は思うのですけれども、その辺村長はどのように考えているか、お聞かせいただきたいと思います。

議長（細川運一君） まず、都市建設課長から答弁をいただきたいと思います。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回の工事にかかわらずにはなりますが、道路改良工事を行いますと、ご指摘のあった箇所も含めまして、道路の残地という部分が出ます。その部分の利活用につきましては、我々としてもいろいろ悩んでいるところというのがございますので、いろんなご意見の中でうまい形で利活用できる形であれば、道路を管理する立場としてもいいのかなとは感じております。

ただ、それに伴いまして、ちょっと大きく事業費を要するとなると、またいろいろと相談しなければいけない部分がございますので、その辺そういった利活用の部分のご意見というのは、ご意見、ご提案はいただければありがたいかなと感じています。

議長（細川運一君） 村長。

村長（萩原達雄君） 今、後藤課長が申し上げたとおりでございますが、その場所につきましては、私の認識によると、工業団地のほうからこう来て、大森小学校、こうカーブになっている、そしてこっちは駒場に行きますよね。その、この辺のことを言っているのですかね。だとすれば、その残地何ぼぐらいある、100平米ぐらいですかね、もっとあるんですかね。多分……、ああ、そうか。

ということで、まずもって公共的に、公共じゃなくて、皆さんで公共的に使用するというために借りるというか、無償で借りると。もちろん無償だろうと思います。そういったことも含めて、今後どういうものを想定しているのかも含め、もちろん聞かなければわかりませんし、そういったことを精査しながら対応してまいりたいと思います。

先ほど幼稚園舎のこともちょっとお話しされましたけれども、幼稚園舎もいわばそういった、フレキシブルに活用してほしいなと思って私はいるわけでありますので、本当にそういった意味で、型にはまったとか、そういったことを抜きにしてやれる方法がないのかなと思っていますので、それはそれなりにご相談をさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 変更理由が4つほど資料に書かれておりますけれども、盛り土転用不可というところが一番大きいところとして認識してよろしいものなのか。そして、出土試験がどの時点で行われるものなのかお伺いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 今回、転用不可になった部分で、約170万円ほど増額の要因になっています。これまで工事を進めてきた中で、転用土は使っていた部分がございます。今回の工事の中においても、全てが転用不可というわけではなくて、掘った場所の一部の土におきまして、ちょっと転用が難しい土が出てきたというところがございまして、その部分を残土処理をして、購入土に変えたということで増額になったということでございます。ですので、今回の施工区間410メートルあった中でも、区間によって土質の変化があった箇所が結構ありまして、その中でこのような変更が出たということでございます。

土質試験の時期なんですけれども、掘っていく中で、転用土が不可という話が出たのが、年明けの話だったかと思います。

議長（細川運一君） 佐々木春樹君。

4 番（佐々木春樹君） 変更後600万円以上ふえているんです。その盛り土転用不可の部分が大きいのかと思ったら、170万円ということは、どこが一番負荷がかかっているのか、そ

をお願いします。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 一番大きかった要素が、コンクリートのがら処分が実績として大きく出たということで、約280万円ほど大きく出ました。この要因なんですけれども、掘削していく中で、昔道路整備で入れたコンクリート構造物がそのまま残っていたというのが、地下の部分にちょっと出てきたというのがございまして、その部分、事前の調査でわかり得なかった部分で、ボリュームが大きく出てしまったという要因でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程はこれで全て終了をいたしました。

本日はこれで散会いたします。

大変お疲れ様でございました。

午後3時13分 散 会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

大衡村議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員